協定規則第 44 号第 4 改訂版 自動車(被牽引車を除く。)の幼児乗員用拘束装置の認可に関する統一規定 (「年少者用補助乗車装置」)

目次

規則

- 1. 適用範囲
- 2. 定義
- 3. 認可申請
- 4. 表示
- 5. 認可
- 6. 一般仕様
- 7. 個別仕様
- 8. 試験の説明
- 9. 試験レポート
- 10. 年少者用補助乗車装置の変更及び型式認可の拡大
- 11. 生産認定
- 12. 生産の不適合と定期試験
- 13. 生産の不適合に対する罰則
- 14. 生產中止
- 15. 取扱い説明
- 16. 認可試験の実施を担当する技術機関及び行政官庁の名称と所在地
- 17. 過渡規定

附則

- 附則 1- 協定規則第44号に基づく、自動車(被牽引車を除く。)の幼児乗員用拘束装置の認可、認可の拡大、拒否、取消又は生産中止に関する通知
- 附則2- 認可マークの配置
- 附則 3- 耐粉塵試験用装置の配置
- 附則 4- 腐食試験
- 附則 5- 摩耗及びマイクロスリップ試験
- 附則6- 台車の説明
- 附則 7- 台車の対時間減速度曲線
- 附則 7- 付録 1-台車の対時間減速度曲線(停止装置の較正用曲線)-前面衝突
- 附則 7- 付録 2-台車の対時間減速度曲線(停止装置の較正用曲線)-後面衝突
- 附則8- マネキンの説明
- 附則 8- 付録 1-9 ヶ月、3 歳、6 歳及び 10 歳児マネキンの説明
- 附則8- 付録2-「新生児」マネキンの説明
- 附則 8- 付録 3-18 ヶ月児マネキンの説明
- 附則9- バリアに対する前面衝突試験
- 附則 10-後面衝突試験の手順
- 附則 11-準汎用区分の年少者用補助乗車装置を自動車に装着するために必要な追加取付装置
- 附則 12-椅子
- 附則 13-標準座席ベルト
- 附則 14-型式認可制度(フローチャート ISO9002:2000)
- 附則 15-注釈
- 附則 16-生産の適合性の管理
- 附則 17-エネルギー吸収材の試験
- 附則 18-背もたれ付き装置の頭部衝突面積及び後向き装置のサイドウイングの最小サイズの決定方法
- 附則 19-年少者用補助乗車装置に直接装着する調節装置のコンディショニングの説明
- 附則 20-典型的なバックル強度試験装置
- 附則 21-動的衝突試験の設備
- 附則 22-下部トルソボディーブロック試験

協定規則第 44 号第 4 改訂版 自動車(被牽引車を除く。)の幼児乗員用拘束装置の認可に関する統一規定 (「年少者用補助乗車装置」)

1. 適用範囲

1.1. 本規則は、三輪以上の自動車(被牽引車を除く。)に装備する、折りたたみ式(はね上げ式) 又は横向きの座席以外の座席に使用する年少者用補助乗車装置に適用する。

2. 定義

本規則の意図するところでは:

2.1. 年少者用補助乗車装置(「拘束装置」)とは、自動車(被牽引車を除く。)に取り付けることができるものであって、車両の衝突又は突然の減速時に、装着者の身体の動きを制限することによって、装着者の傷害の危険を減らすように設計されており、かつ、ストラップ又は柔軟性のある構成部品と、固定用バックル、調節装置、取付具及び補助装置(寝台式拘束装置、乳児用キャリア、補助椅子又は衝撃緩和材等)によって構成される装置をいう。

「ISOFIX」とは、車両上の取付装置2個とそれに対応する年少者用補助乗車装置上のリジット取付具2個、及び年少者用補助乗車装置の前方回転を制限する取付装置により、年少者用補助乗車装置を車両に接続するためのシステムである。

- 2.1.1. 年少者用補助乗車装置は5つの「重量区分」に分類される。
- 2.1.1.1. グループ 0 10kg 未満の質量の幼児用
- 2.1.1.2. グループ 0+ 13kg 未満の質量の幼児用
- 2.1.1.3. グループ I 9kg から 18kg までの質量の幼児用
- 2.1.1.4. グループ II 15kg から 25kg までの質量の幼児用
- 2.1.1.5. グループ III 22kg から 36kg までの質量の幼児用
- 2.1.1.6.ISOFIX 年少者用補助乗車装置は、協定規則第 16 号の附則 17、付録 2 に記載する 7 種のISOFIX サイズ等級に分類される。

A - ISO/F3: 全高前向き幼児用 CRS B - ISO/F2: 低型前向き幼児用 CRS B1 - ISO/F2X: 低型前向き幼児用 CRS C - ISO/R3: 大型後向き幼児用 CRS D - ISO/R2: 小型後向き幼児用 CRS

E-ISO/R1:後向き乳児用 CRS

F・ISO/L1:左向き位置用 CRS(寝台式拘束装置)G・ISO/L2:右向き位置用 CRS(寝台式拘束装置)

重量区分		ISOFIX サイズ等級
	F	ISO/L1
0 - 最大 10 kg まで	G	ISO/L2
	E	ISO/R1
0+ - 最大 13 kg まで	C	ISO/R3
	D	ISO/R2
	E	ISO/R1

	A	ISO/F3
I - 9 から 18 kg	В	ISO/F2
	B1	ISO/F2X
	C	ISO/R3
	D	ISO/R2

- 2.1.2. 年少者用補助乗車装置は4つの「区分」に分類される。
- 2.1.2.1. 「汎用」区分:協定規則第 16 号に基づいき指定された位置において、6.1.1、6.1.3.1.及び 6.1.3.2.に定めるように用いるものをいう。
- 2.1.2.2. 「限定」区分:年少者用補助乗車装置の製造者又は自動車製造者のいずれかが指定した特定の車両型式の指定着席位置で、6.1.1.及び 6.1.3.1.に定めるように用いるものをいう。
- 2.1.2.3. 「準汎用」区分:6.1.1.及び6.1.3.2.に定めるように用いるものをいう。
- 2.1.2.4. 「特定車両用」区分:下記のいずれかに用いるものをいう。
- 2.1.2.4.1. 6.1.2.及び 6.1.3.3.に基づく特定の車両型式
- 2.1.2.4.2. 「組込」年少者用補助乗車装置
- 2.1.3. 年少者用補助乗車装置の保持システムは、以下の2つのクラスに分けることができる。 一体型クラス:車両に直接接続された一切の装置を介さずに、幼児を保持する拘束装置 非一体型クラス:車両に直接接続されたいずれかの装置を介して、幼児を保持する拘束装置
- 2.1.3.1. 「部分的拘束装置」とは、学童用クッションのように、成人用座席ベルトと組合せて幼児 の身体に沿わせて通す又は幼児と当該装置を成人用座席ベルトで拘束した場合において年 少者用補助乗車装置となるものをいう。
- 2.1.3.2. 「学童用クッション」とは、成人用座席ベルトと共に使うことができる固いクッションをいう。
- 2.1.3.3. 「ガイドストラップ」とは、成人用座席ベルトのショルダーストラップを幼児に適した位置で固定することのできる取付位置を可変することができるストラップをいう。このガイドストラップは動的負荷の相当部分を負担するためのものではない。
- 2.2. 「年少者保護椅子」とは、幼児を支える椅子を組み込んだ年少者用補助乗車装置をいう。
- 2.3. 「ベルト」とは、ストラップと、固定用バックル、調節装置及び取付具との組み合わせより構成される年少者用補助乗車装置をいう。
- 2.4. 「椅子」とは、年少者用補助乗車装置の構成部品で、幼児を着席位置に収容することを目 的とする構造物をいう。
- 2.4.1. 「寝台式拘束装置」とは、幼児の脊柱が車両の中央縦断面と垂直になるように仰向け又は うつ伏せの姿勢で幼児を拘束する、衝突時に幼児の頭部及び胴体(腕及び脚を除く。)に拘 束力を分散するように設計された拘束装置をいう。
- 2.4.2. 「保持具」とは、車両の構造に寝台式拘束装置を拘束するために使用される装置をいう。
- 2.4.3. 「乳児用キャリア」とは、もたれかかった姿勢で後向きに幼児を収容する、前方衝突時に 幼児の頭部及び胴体(腕及び脚を除く。)に拘束力を分散するように設計された拘束装置を いう。
- 2.5. 「椅子の補助」とは、椅子を持ち上げることができる、年少者用補助乗車装置の部分をい

う。

- 2.6. 「チャイルドサポート」とは、年少者用補助乗車装置の中で幼児を持ち上げることができる、年少者用補助乗車装置の部分をいう。
- 2.7. 「衝撃緩和材」とは、幼児の前に固定し、前面衝突の際に幼児の身体の高さの大部分にわたって拘束力を分散するように設計された装置をいう。
- 2.8. 「ストラップ」とは、力を伝達するように設計された柔軟性のある構成部品をいう。
- 2.8.1. 「腰ストラップ」とは、ベルト又はベルトを構成する部品で、幼児の骨盤の前を横断して 拘束するストラップをいう。
- 2.8.2. 「肩拘束装置」とは、幼児の上部上胴部を拘束するベルトの部分をいう。
- 「年少者用大腿部ストラップ」とは、年少者用補助乗車装置と腰ストラップに取り付けられている幼児 の両大腿の間を通るように配置された、通常の使用中に幼児が腰ベルトから滑り落ちるの を防ぎ、衝突時に腰ベルトが骨盤より上へずれるのを防ぐように設計されているストラッ プ(2本以上のウェビングで構成されている分岐ストラップを含む。)のことをいう。
- 2.8.4. 「幼児拘束ストラップ」とは、ベルトの構成部分であり、幼児の胴体のみを拘束するストラップをいう。
- 2.8.5. 「年少者用補助乗車装置取付け用ストラップ」とは、年少者用補助乗車装置を車両の構造 に取り付けるストラップで、車両の座席固定装置の一部であってもよい。
- 2.8.6. 「ハーネスベルト」とは、腰ベルト、肩拘束装置、年少者用大腿部ストラップ(取り付けている場合)から構成されるベルトアッセンブリをいう。
- 2.8.7. 「Y 字形ベルト」とは、幼児の両脚の間に通すストラップと両肩を支えるストラップの組合せから構成されるベルトのことをいう。
- 2.9. 「バックル」とは、幼児を拘束装置によって、又は拘束装置を車両構造によって保持する とともに迅速な解除が可能な装置をいう。 バックルには調節装置を組み込んでもよい。
- 2.9.1. 「包囲型バックル解除ボタン」とは、直径 40mm の球を用いて解除することができない構造のバックル解除ボタンをいう。
- 2.9.2. 「非包囲型バックル解除ボタン」とは、直径 40mm の球を用いて解除することができない 構造のバックル解除ボタンをいう。
- 2.10. 「調節装置」とは、拘束装置又はその取付具を、装着者の体格、車両の形状又はその両方に合わせて調節することのできる装置をいう。調節装置は、バックルの一部、巻き込み装置又は座席ベルトその他の部品であってもよい。
- 2.10.1. 「迅速調節装置」とは、片手により円滑に一回で操作できる調節装置をいう。
- 2.10.2. 「年少者用補助乗車装置に直接装着された調節装置」とは、当該装置の調節の対象となる ウェビングで直接支えられいない、年少者用補助乗車装置に直接装着された一体型ハーネ スのための調節装置をいう。
- 2.11. 「取付具」とは、年少者用補助乗車装置を直接又は車両の座席を介して車両構造に確実に 固定できる年少者用補助乗車装置の固定要綱製部品を含む部品いう。
- 2.11.1. 「脚部保護装置」とは、年少者用補助乗車装置に恒常的に取り付けられている減速時にお ける座席クッションの影響を回避する調節可能な保護装置をいう。
- 2.12. 「エネルギー吸収装置」とは、エネルギーを分散するように設計されている年少者用補助 乗車装置の一部分を形成する装置をいう。

- 2.13. 「巻き込み装置」とは、年少者用補助乗車装置のストラップの一部又は全体を収納するように設計された 2.13.1.又は 2.13.2.の装置を含む装置をいう。
- 2.13.1. 「自動ロック式巻き込み装置」とは、任意の長さまで引き出されたストラップを、バックルを締めた時に装着者の体格に合わせて自動的に調節され、装着者による自発的な操作がない限り引き出しが防止される巻き込み装置をいう。
- 2.13.2. 「緊急ロック式巻き込み装置」とは、ベルト装着者の動きを拘束しない、装着者の体格に合わせてストラップを自動的に調節する長さ調節装置及び緊急の際に 2.13.2.1.又は 2.13.2.2.により作動するロックする仕組みを有する巻き込み装置をいう。
- 2.13.2.1. 車両の減速、巻き込み装置からのストラップの引き出し又はその他の自動手段(単一感知)
- 2.13.2.2. 2.13.2.1.の手段のいずれかの組合せ(多重感知)
- 2.14. 「拘束装置取付具」とは、年少者用補助乗車装置取付具が固定される車両の構造又は座席 の構造の部分をいう。
- 2.14.1. 「追加取付装置」とは、協定規則第 14 号に基づいて認可されている取付装置に追加された ものをいう。なお、脚部保護装置を搭載した場合における附則 6 の台車フロアパン又は特 定車両のその他の構造物を含むものとする。
- 2.14.2. 「ISOFIX 下部取付装置」とは、車両又は座席構造から延びて、ISOFIX 取付具の付いた ISOFIX 年少者用補助乗車装置を受け入れ固定する、1 本の直径 6mm のリジット円形水平 バーをいう。
- 2.14.3. 「ISOFIX 機構の取付装置」とは、協定規則第 14 号の要件を満たす 2 個の ISOFIX 下部取付装置で構成される回転防止装置と共に取り付けることを目的に設計された取付装置をいう。
- 2.14.4. 「回転防止装置」
 - a) 汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置用の回転防止装置は、ISOFIX トップテザーとする。
 - b) 準汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置の回転防止装置は、トップテザー、車両の計器盤又 は前面衝突時に拘束装置の回転を制限することを目的とする脚部保護装置のいずれかとす る。
 - c) 汎用及び準汎用の ISOFIX 年少者用補助乗車装置の場合には、車両の座席自体は回転防止装置にならない。
- 2.14.5. 「ISOFIX トップテザー取付装置」とは、協定規則第 14 号の要件を満たし、規定ゾーンに 位置する、棒状の装置で、ISOFIX トップテザーのストラップコネクターを受け入れ、その 拘束力を車両構造に伝えることを目的に設計されたものをいう。
- 2.15. 「前向き」とは、車両の通常の進行方向に向いていることをいう。
- 2.16. 「後向き」とは、車両の通常の進行方向とは反対の方向に向いていることをいう。
- 2.17. 「傾斜位置」とは、幼児が寄りかかることができる椅子の特別な位置をいう。
- 2.18. 「横たわり/仰向け/うつ伏せ姿勢」とは、少なくとも幼児の頭部ならびに腕及び脚を除く胴体が、拘束装置内に置かれたときに水平面上にある場合の姿勢をいう。
- 2.19. 「年少者用補助乗車装置の型式」とは、2.19.1.から 2.19.5.までに掲げる事項が同一の年少者用補助乗車装置をいう。
- 2.19.1. 区分及び重量区分並びに 2.15.及び 2.16.で定める位置及び方向
- 2.19.2. 年少者用補助乗車装置の幾何学的特性、

2.19.3. 以下の寸法、質量、材質及び色:

座席

パッディング

衝擊緩和材

- 2.19.4. ストラップの材質、織り方、寸法及び色
- 2.19.5. バックルや取付具などの硬質な構成部品
- 2.20. 「車両座席」とは、トリム付きの成人 1 人が着席することを目的とする以下を含む構造物をいう。
- 2.20.1. 「一体型自動車座席」とは、ベンチシート、又は複数の並列に配置される成人 1 名以上が 着席することができる座席をいう。この場合における並列の配置とは、一方の座席の前部 取付装置が、他方の座席の前部又は後部取付装置間の直線上で固定されているものをいう。
- 2.20.2. 「車両ベンチシート」とは、トリムが付いており、2人以上の成人が着席することを目的と する構造物をいう。
- 2.20.3. 「車両前部座席」とは、客室の最前部に配置されている座席の集まりをいう。
- 2.20.4. 「車両後部座席」とは、一体型座席の後方に位置する、固定された前向きの座席をいう。
- 2.20.5. 「ISOFIX 位置」とは、下記のいずれかを装備することができるシステムをいう。
 - a) 本規則に定義する汎用 ISOFIX 前向き年少者用補助乗車装置
 - b) 本規則に定義する準汎用 ISOFIX 前向き年少者用補助乗車装置
 - c) 本規則に定義する準汎用 ISOFIX 後向き年少者用補助乗車装置
 - d) 本規則に定義する準汎用 ISOFIX 横向き位置用年少者用補助乗車装置
 - e) 本規則に定義する特定車両用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置
- 2.21. 「調節機構」とは、車両の座席又はその部品を当該座席の成人乗員の体格に適合するように調節することができる完全な装置を指し、この装置は特に以下のことを可能にする。 前後方向の移動、又は、
- 2.21.2. 上下方向の移動、又は、
- 2.21.3. 回転方向の移動。
- 2.22. 「車両座席取付装置」とは、成人用座席全体を車両の構造に固定するシステムを指し、これの影響を受ける車両構造の部分を含む。
- 2.23. 「座席型式」とは、2.23.1.から 2.23.3.までが同一となる成人用座席の区分をいう。
- 2.23.1. 座席構造の形、寸法、材質、
- 2.23.2. 座席ロック調節機構及びロック機構の型式と寸法、及び
- 2.23.3. 座席上の成人用座席ベルト取付装置、座席取付装置及びこれらの影響を受ける車両構造の 部分の型式及び寸法。
- 2.24. 「変位システム」とは、乗員の出入り及び物資の積降ろしができるようにするため、成人 用座席又はその一部分を、中間位置に固定せずに一定角度又は縦方向に変位させる装置を いう。
- 2.25. 「ロック機構」とは、成人用座席及びその部品を使用位置に確実に保持するための装置をいう。
- 2.26. 「ロック解除装置」とは、成人用座席ベルトのウェビングの一部を固定し、同じベルトの ウェビングの他の部分に呼応して動かないようにする装置をいう。かかる装置は、成人用

- ベルトのダイアゴナル部分又は腰部分のいずれか一方に作用するか、腰部分とダイアゴナル部分の両方を固定するものであってよい。本用語には、以下の等級を含む。
- 2.26.1. 「A 級装置」とは、成人用ベルトが幼児を直接拘束するために用いられているとき、幼児が巻き込み装置からウェビングをベルトの膝部分まで引っ張ることを防ぐ装置をいう。グループ I 拘束装置と共に装着される場合、この装置によって 6.2.9、を満たすことができる。
- 2.26.2. 「B 級装置」とは、成人用ベルトが年少者用補助乗車装置を拘束するために用いられているとき、成人用座席ベルトの膝部分に掛かる張力を保持できる装置をいう。この装置は、当該装置を通してウェビングが巻き込み装置から滑って、張力が緩み、拘束装置が最適でない位置に移動するのを防ぐことを目的とする。
- 2.27. 「特殊用途拘束装置」とは、身体的又は精神的障害の結果として特殊な用途のある幼児のために設計された年少者用補助乗車装置をいう。この装置では、とりわけ幼児の対象部位を問わずに補助的に拘束する装置が認められるが、少なくとも本規則の要件に適合する主要拘束手段を含まなければならない。
- 2.28. 「ISOFIX 取付具」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置構造から延びて、ISOFIX 下部取付装置に適合する 2 個の接合部の 1 つで、本規則 6.3.2、の要件を満たすものをいう。
- 2.29. 「ISOFIX 年少者用補助乗車装置」とは、協定規則第 14 号の要件を満たす ISOFIX 機構の 取付装置に取り付けなければならない年少者用補助乗車装置をいう。
- 2.30. 「座席湾曲部」とは、車両の座席クッションと座席バックの表面の交線に近い位置をいう。
- 2.31. 「車両座席装具 (VSF)」とは、2.1.1.7 に定めた ISOFIX サイズ等級に基づく取付具で、協定規則第 16 号の附則 17、付録 2 の図 1 から 6 に寸法が示され、年少者用補助乗車装置製造者が ISOFIX 年少者用補助乗車装置の適正寸法と ISOFIX 取付具の位置を決定するのに用いるものをいう。
- 2.32. 「ISOFIX トップテザーコネクター」とは、ISOFIX トップテザー取付装置に取り付けることを目的とした装置をいう。
- 2.33. 「ISOFIX トップテザーフック」とは、協定規則第 14 号の図 3 に定めたように、ISOFIX トップテザーストラップを ISOFIX トップテザー取付装置に取り付けるために一般的に使用する ISOFIX トップテザーコネクターをいう。
- 2.34. 「ISOFIX トップテザーストラップ」とは、ISOFIX 年少者用補助乗車装置の上部から ISOFIX トップテザー取付装置まで延びるウェビングストラップ (又は同等のもの)で、調 節装置と張力解除装置及び ISOFIX トップテザーコネクターを備えたものをいう。
- 2.35. 「ISOFIX トップテザー取付具」とは、ISOFIX トップテザーストラップを ISOFIX 年少者 用補助乗車装置に固定する装置である。
- 2.36. 「張力解除装置」とは、ISOFIX トップテザーストラップの張力を調整したり維持したりする装置を解除することができるシステムをいう。
- 2.37. 「成人用座席ベルト可動補助装置」とは、このガイドを通じて成人用ベルトの正しい通し 方を維持することにより、ウェビングの自由な動きを確保する装置をいう。
- 2.38. 「型式認可試験」とは、認可のために提出された年少者用補助乗車装置の型式が要件をど の程度満たすことができるか決定するための試験をいう。
- 2.39. 「生産認定試験」とは、型式認可のために提出された年少者用補助乗車装置に適合する年 少者用補助乗車装置を製造者が生産できるかどうかを決定するための試験をいう。

2.40. 「定期試験」とは、拘束装置が要件をどの程度満たすか確認するために、1 つのバッチから いくつかの拘束装置を選択して試験することをいう。

3. 認可申請

- 3.1. 年少者用補助乗車装置の型式認可申請書は、商標の保有者又はその正規の公認代理人が提出するものとし、附則 14 に記述した型式認可制度に従うものとする。
- 3.2. 認可申請書には、年少者用補助乗車装置の各型式に関して、3.2.1.から 3.2.6.までに掲げる 資料を添付するものとする。
- 3.2.1. ストラップ及びその他の使用されている材料を明記した、年少者用補助乗車装置の技術的な説明。さらに年少者用補助乗車装置を構成する部品の図面、及び巻き込み装置の場合はそれら巻き込み装置と感知装置の取付指示書、毒性(6.1.5.)及び難燃性(6.1.6.)要件に関する適合性申告を添付する。当該図面は認可番号と追加記号の予定位置と認可マークの円との位置関係を示さなければならない。説明書には、認可用に提出するモデルの色を記載するものとする。
- 3.2.2. 年少者用補助乗車装置のサンプル4個
- 3.2.3. 当該年少者用補助乗車装置に使用されている各区分のストラップ 10m
- 3.2.4. 試験の実施を担当する技術機関の要求があれば追加のサンプル
- 3.2.5. 下記 14.に基づく取扱説明書及び梱包の明細
- 3.2.6. 寝台式拘束装置保持具の場合、もし種々の型式の寝台式拘束装置と組み合せて使用することができるならば、拘束装置の製造者は、それら種々の寝台式拘束装置のリスト
- 3.3. 認可された成人用座席ベルトを年少者用補助乗車装置の固定のために使用する場合は、例 えば静的腰ベルトなど、使用すべき成人用座席ベルトの区分を申請書に明記しなければな らない。
- 3.4. 締約国の認可当局は、年少者用補助乗車装置、装備品又は部品が生産される際に認可型式 に適合するようにするための効果的な管理を徹底するのに十分な準備と手続きが採用され ているか確認した後でなければ、型式認可を付与してはならない。

4. 表示

- 4.1. 上記 3.2.2.及び 3.2.3.の規定に従って認可のために提出する年少者用補助乗車装置のサンプルには、製造者の名称、頭文字又は商標を明瞭にかつ消えないように表示するものとする。
- 4.2. ベルト又はハーネスを除いて、年少者用補助乗車装置のプラスチック製部品(例えば、シェル、衝撃緩和材、学童用クッションなど)の1つには、製造年を明瞭に(かつ消えないように)表示するものとする。
- 4.3. 成人用座席ベルトと組み合せて使用すべき拘束装置の場合は、ウェビングの正しい通し方を拘束装置に恒久的に貼付した図面によって明瞭に示すものとする。拘束装置を成人用座席ベルトで固定する場合には、ウェビングのルートを、製品上で色分けして明瞭に表示するものとする。装置が前向きに装着されるときに用いる座席ベルトのルートの色は赤とし、後向きに装着されるときには青とする。使用方法を説明する装置上のラベルにも同じ色を用いるものとする。

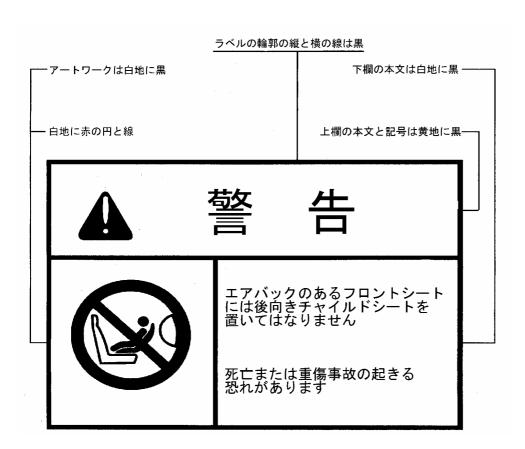
座席ベルトの腰部分とダイアゴナル部分の対象ルートは明確に区別されていなければなら

ない。色分け、語句、形状などの表示を用いて、座席ベルトの各部を識別するものとする。 ベルトのルートを示す製品上のイラストには、車両に対する年少者用補助乗車装置の向き を明確に示さなければならない。車両座席を表示しないベルトルート図は、認められない。 本要件に定義した表示は、拘束装置を車両に取付けた時に視認できるものであること。グ ループ 0 拘束装置では、本表示は幼児を拘束装置に乗せた時に視認できるものであること。

4.4. 後向き拘束装置の場合、年少者用補助乗車装置内で幼児の頭部を支えるおおよその区域の 視認できる内側表面(幼児頭部横のサイドウイングを含む)には、下記のラベルを恒久的 に貼付するものとする(表示した本文情報は最小限のものである)。

本ラベルは、当該装置が販売される国の言語で作成するものとする。

ラベルの最小サイズ:60×120mm



当該ラベルは、その全周囲をカバーに縫い付けるか、又はその裏面全体をカバーに永久接着するものとする。また、恒久的かつ製品から剥がれない又は隠れないその他の取付方法も認められる。フラッグタイプ (1辺のみを縫製した)のラベルでないものとする。 拘束装置の部位又は年少者用補助乗車装置製造者により提供されたアクセサリーがラベルを隠す恐れがある場合は、追加のラベルを貼付するものとする。全ての拘束装置は使用上

4.5. 前向き及び後向きに使うことができる年少者用補助乗車装置の場合、以下の文章を記載する。

のいかなる状況下においても1つの警告ラベルが恒久的に視認できるものとする。

「重要-幼児の体重が…を超えるまで前向きで使用しないこと (説明書参照)」

4.6. 代替のベルトルートがある年少者用補助乗車装置の場合、年少者用補助乗車装置と成人用 座席ベルトとの間の代替荷重保持接点を恒久的に表示しなければならない。この表示は、 それが代替のベルトルートであることを示し、前向き及び後向き座席に関する上記のコード要件に適合するものとする。

- 4.7. 年少者用補助乗車装置が代替荷重保持接点を提供する場合、4.3.で要求された表示には、代替のベルトルートが説明書に記載されている旨の指示を入れるものとする。
- 4.8. ISOFIX 表示

製品に ISOFIX 取付具が含まれている場合には、拘束装置を車両に取り付ける時に下記の情報が恒久に視認できなければならない。

ISOFIX のロゴの後に、製品が属する ISOFIX サイズ等級に適した文字を続ける。最低限、記号は直径 13mm 以上の円から成り、絵文字を含む。この絵文字は円の地と対照的であるものとする。絵文字は対照的な色によって、又は成形や浮き彫りの場合には十分に盛り上げることによって、はっきり視認できるものとする。



下記の情報は絵文字又は文章で伝えることができる。表示には、以下の事、を表示しなければならない。

- a) 座席の取り付け準備を整えるのに必要な基本的手順。例えば、ISOFIX ラッチシステムを延 ばす方法を説明しなければならない。
- b) 要求される指示は、その位置、機能及び解釈を説明しなければならない。
- c) 下記の該当する記号を使って、トップテザーの位置及び必要な場合はその通し方又は使用 者による取付けが必要なその他の座席回転制限手段を表示しなければならない。







- d) ISOFIX ラッチ及びトップテザー又は使用者による調節が必要なその他の座席回転制限手 段の調節方法を表示しなければならない。
- e) 表示は恒久的に取り付けなければならず、座席の取り付けを行う使用者から視認できなければならない。
- f) 必要な場合には、次の記号を使って、年少者用補助乗車装置の使用説明書及び当該説明書 の場所を示すべきとする。



5. 認可

- 5.1. 3.2.2.及び 3.2.3.に従って提出された各サンプルは、すべての点において本規則の 6.、から 8.までに定める仕様に適合した後に認可を受けることができるものとする。
- 5.2. 認可された各型式には認可番号を割り当てるものとする。その最初の 2 桁(現在は 03 で、 1995 年 9 月 12 日に施行された第 4 改訂版に相当する。)は、認可が発行される時点で本規則に加えられている最新の主要な技術的修正を盛り込んだ改訂シリーズを示すものとする。同一締約国は、本規則の対象になる他の型式の年少者用補助乗車装置に対して同一番号を割り当てないものとする。
- 5.3. 本規則に基づく年少者用補助乗車装置の認可又は認可の拡大もしくは拒否は、本規則の附則 1 に示したモデルに適合する書式を用い、本規則を適用する協定締約国に通知するものとする。
- 5.4. 4.に定めた表示に加えて、本規則に基づいて認可された型式に適合するすべての年少者用補助乗車装置には、5.4.1.から5.4.2.に掲げる記号を適切な場所に貼付するものとする。
- 5.4.1. 5.4.1.1.から 5.4.1.2.までに掲げる国際認可マーク
- 5.4.1.1. 文字「E」の後に認可を付与した国の識別番号 1/を続け、それらを円で囲む。
- 5.4.1.2. 認可番号
- 5.4.2. 5.4.2.1.から 5.4.2.4.までに掲げる追加記号

- 5.4.2.1. 「汎用」、「限定」、「準汎用」又は「特定車両用」という年少者用補助乗車装置の区分。
- 5.4.2.2. 年少者用補助乗車装置の設計質量範囲。すなわち、0-10kg、0-13kg、9-18kg、15-25kg、22-36kg、0-18kg、9-25kg、15-36kg、0-25kg、9-36kg、0-36kg。
- 5.4.2.3. 年少者用大腿部ストラップを含む装置の場合には、本規則第2改訂補足3改訂版の要件に 基づく記号「Y」。
- 5.4.2.4. 「特殊用途拘束装置」の場合、記号「S」。
- 5.5. 本規則の附則2に認可マークの配列例を示す。
- 5.6. 5.4.の記号は、明瞭でかつ消えないものとし、ラベル又は直接表示のどちらでも貼付することができる。ラベル又は表示は摩耗に耐えるものとする。
- 5.7. 5.6.のラベルは、認可を付与した所管当局が発行してもよく、又は当局が委任すれば製造者が発行してもよい。

6. 一般仕様

- 6.1. 車両上での位置決めと固定
- 6.1.1. 「汎用」、「準汎用」及び「限定」区分の年少者用補助乗車装置は、当該拘束装置が製造者

¹ ドイツ、2 フランス、3 イタリア、4 オランダ、5 スウェーデン、6 ベルギー、7 ハンガリー、8 チェコ共和国、9 スペイン、10 セルビア・モンテネグロ、11 英国、12 オーストリア、13 ルクセンブルグ、14 スイス、15 (空番号)、16 ノルウェー、17 フィンランド、18 デンマーク、19 ルーマニア、20 ポーランド、21 ポルトガル、22 ロシア連邦、23 ギリシャ、24 アイルランド、25 クロアチア、26 スロベニア、27 スロバキア、28 ベラルーシ、29 エストニア、30 (空番号)、31 ボスニア・ヘルツェゴビナ、32 ラトビア、33 (空番号)、34 ブルガリア、35 (空番号)、36 リトアニア、37 トルコ、38 (空番号)、39 アゼルバイジャン、40 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、41 (空番号)、42 欧州共同体(認可は加盟国がそれぞれのECE記号を用いて付与する)、43 日本、44 (空番号)、45 オーストラリア、46 ウクライナ、47 南アフリカ、48 ニュージーランド、49 キプロス、50 マルタ。後続番号は「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に批准又は加盟する日付順に、他の国に割当てるものとし、こうして割当てられた番号を国際連合事務総長が協定締約国に通知するものとする。

の指示どおりに取り付けられる場合にあっては、前部及び後部着席位置での使用が許される。

- 6.1.2. 「特定車両用」区分の年少者用補助乗車装置は、当該拘束装置が製造者の指示どおりに取り付けられる場合にあっては、すべての着席位置及び荷物エリアでの使用が許される。後向き拘束装置の場合、拘束装置を使おうとするときには必ず幼児の頭部が支えられるような設計でなければならない。これは目の位置を通る座席バックに対し垂直線上で決定され、交点がそのようなヘッドサポートの半径の開始点より少なくとも 40mm 低くなるものとする。
- **6.1.3.** 年少者用補助乗車装置を、その属する区分に従って車両構造又は座席構造に固定するものとする。

認可用として認められるグループ/区分の組合せの一覧

区分	区分		汎用(1)		準汎用 (2)		限定		特定車両用	
			ISOFIX		ISOFIX		ISOFIX		ISOFIX	
グループ		CRS		CRS F	-	CRS F		CRS	H S	
0	寝台式拘束装置	A	NA	A	A	A	NA	A	A	
0	後向き	A	NA	A	A	A	NA	A	A	
0+	後向き	A	NA	A	A	A	NA	A	A	
	後向き	A	NA	A	A	A	NA	A	A	
I	前向き (一体型)	A	A	A	A	A	NA	A	A	
	前向き (非一体型)	A	NA	A	NA	A	NA	A	A	
	後向き	A	NA	A	NA	A	NA	A	A	
II	前向き (一体型)	A	NA	A	NA	A	NA	A	A	
	前向き (非一体型)	A	NA	A	NA	A	NA	A	A	
III	後向き	A	NA	A	NA	A	NA	A	A	
	前向き (一体型)	A	NA	A	NA	A	NA	A	A	
	前向き (非一体型)	A	NA	A	NA	A	NA	A	A	

-- 7

CRS: 年少者用補助乗車装置

A:該当する NA:該当しない

⁽¹⁾ ISOFIX 汎用 CRS とは、ISOFIX 機構の取付装置及びトップテザー取付装置を装備する車両で使用する前向き拘束装置をいう。

⁽²⁾ ISOFIX 準汎用 CRS とは下記の装置をいう。

⁻脚部保護装置の付いた前向き拘束装置、又は

⁻ISOFIX 機構の取付装置及び必要ならばトップテザー取付装置を装備する位置を備えた車両で使用する、脚部保護装置又はトップテザーストラップの付いた後向き拘束装置、又は

- ISOFIX 機構の取付装置を装備した助手席で使用する、車両のダッシュボードに支えられた後向き拘束装置又は
- ISOFIX 機構の取付装置及び必要ならばトップテザー取付装置を装備する位置を備えた車両で使用する、必要ならば回転防止装置を備えた横向き拘束装置。
- 6.1.3.1. 「汎用」及び「限定」区分の場合には、協定規則第 14 号の要件(又は同等の要件)を満たす取付装置に取り付けた、協定規則第 16 号の要件(又は同等の要件)を満たす成人用座席ベルト(巻き込み装置の有無は問わない)による。
- 6.1.3.2. ISOFIX「汎用」年少者用補助乗車装置の場合には、協定規則第14号の要件を満たすISOFIX 機構の取付装置及びISOFIXトップテザー取付装置に取り付けた、本規則の要件を満たす ISOFIX取付具及びISOFIXトップテザーストラップによる。
- 6.1.3.3. 「準汎用」区分の場合には、協定規則第 14 号に定める下部取付装置及び本規則の附則 11 の推奨に適合する追加取付装置による。
- 6.1.3.4. ISOFIX「準汎用」年少者用補助乗車装置の場合には、協定規則第 14 号の要件を満たす ISOFIX 取付装置又は ISOFIX トップテザー取付装置に取り付けた、本規則の要件を満たす ISOFIX 取付具及び ISOFIX トップテザーストラップ又は脚部保護装置又は車両計器盤 による。
- 6.1.3.5. 「特定車両用」区分の場合:車両製造者又は年少者用補助乗車装置製造者が設計した取付装置による。
- 6.1.3.6. 年少者用補助乗車装置のストラップ又は年少者用補助乗車装置取付け用ストラップに、既に成人用ベルトを取り付けているベルト取付装置を用いる場合には、技術機関は次のことを確認しなければならない。

成人用取付装置の有効位置が協定規則第14号又は同等規則に基づいて認可されたものであること。

両装置の効果的な使用が互いに妨げられないこと。

成人用バックルと追加装置のバックルには互換性があってはならないこと。

年少者用補助乗車装置がバー又は協定規則第14号により認可された取付装置に取り付ける特別な装置を用い、それによって取付装置の有効位置を協定規則第14号の規定範囲外に移動させる場合には、下記の条件が適用されるものとする。

当該装置は、準汎用又は特定車両用の装置に限り認可される。

技術機関は当該バー及び固定装置に対して本規則の附則 11 の要件を適用するものとする。 当該バーは動的試験の対象となり、負荷はバーの中央位置及び調節式の場合には最大伸長 時の中央位置にかける。

当該バーを取りつける事によって成人用取付装置の有効位置及びその作動が損なわれない ものとする。

- 6.1.3.7. 脚部保護装置を備えた年少者用補助乗車装置は、「準汎用」又は「特定車両」区分のみで認可するものとし、本規則の附則 11 の要件を適用するものとする。年少者用補助乗車装置の製造者は、脚部保護装置が各車両内で正常に機能するために必要な条件を考慮し、その情報を提供するものとする。
- 6.1.4. 学童用クッションは、8.1.4.に記載された試験を使い、成人用ベルト又は独立した手段のいずれかで拘束しなければならない。
- 6.1.5. 年少者用補助乗車装置の製造者は、拘束装置の製造時に使用され、かつ拘束された幼児の

手が届く材料の毒性が CEN 玩具安全基準の第3部(1982年6月)の関連規定に適合することを書面をもって申告しなければならない。2/申告の正当性を確認する試験は試験当局の裁量により実施することができる。本規定はグループ II 及び III の拘束装置には適用されない。

- 6.1.6. 年少者用補助乗車装置の製造者は、拘束装置の製造時に使用した材料の引火性が「車両構造に関する ECE 統合決議 (R.E.3)」の関連項目 (文書 TRANS/WP.29/78/Rev.1、1.20、)に適合することを書面をもって申告しなくてはならない。申告の正当性を確認する試験は試験当局の裁量により実施することができる。
- 6.1.7. 車両の計器盤で支える後向き年少者用補助乗車装置の場合には、本規則に基づく認可の目的においては、ダッシュボードは十分に剛性があるものとみなす。
- 6.1.8. 「汎用」区分の年少者用補助乗車装置の場合には、ISOFIX 汎用年少者用補助乗車装置を除き、年少者用補助乗車装置と成人用座席ベルトの間の主要荷重保持接点は、年少者用補助乗車装置を動的試験ベンチで測定したときに、Cr 軸から 150mm 以上離れているものとする。これはすべての調節構成に適用する。代替ベルトルートを追加してもよい。代替のベルトルートがある場合、製造者は、14.で要求するとおり、ユーザー説明書で代替ルートに関する具体的な説明をしなければならない。このような代替ベルトルートを使って試験をした場合、拘束装置は、本要件を除く本規則の全要件に適合するものとする。
- 6.1.9. 「汎用」区分の年少者用補助乗車装置を固定するのに成人用ベルトが必要な場合には、動的試験ベンチで使用するその最大長を本規則の附則 13 に定める。本要件に適合しているか否かを確認するためには、附則 13 に記す適当な標準座席ベルトを使って、年少者用補助乗車装置を試験ベンチに固定するものとする。ダミーの取付けは、それにより使用するベルト量が増加するように拘束装置が設計されていない限り、行わないものとする。年少者用補助乗車装置を取付け位置に固定したとき、標準巻き込み装置が装着されている場合にそれによってかかる張力以外には、ベルトに張力がかからないものとする。巻き込み装置ベルトが用いられる場合には、この条件は、スプールに 150mm 以上ベルトが残っていれば満たされるものとする。
- 6.1.10. グループ 0 及び 0+の年少者用補助乗車装置は前向きに使用しないものとする。
- 6.2. 構成
- 6.2.1. 拘束装置の構成は以下のとおりであるものとする。
- 6.2.1.1. 拘束装置は当該拘束装置の目的とする全ての使用位置において要求される保護効果を有するものとする。「特殊用途拘束装置」の場合にあっては、当該拘束装置の目的とするいかなる位置においても、補助拘束装置を使用せずに、主要拘束手段によって要求される保護効果をもたらすものであること。
- 6.2.1.2. 幼児を容易にかつ素早く置いたり取り出したりすることができること。幼児を巻き込み装置無しのハーネスベルト又は Y 字ベルトによって拘束する年少者用補助乗車装置の場合にあっては、各肩拘束装置及び腰ベルトは、7.2.1.4.に定める手順の実行中に、互いに連動して動かせること。

^{2/} 関連するCEN基準の入手先:CEN, 2 rue Brederode, B.P.5, B 1000 Bruxelles, Belgium。

この場合、年少者用補助乗車装置のベルトアッセンブリは、2つ以上の部品を接続するように設計してもよい。「特殊用途拘束装置」では、幼児を置いたり取り出したりする速度が補助拘束装置によって制限されるものと理解される。ただし、補助装置は、可能なかぎり迅速に解除されるように設計するものとする。

- 6.2.1.3. 拘束装置の傾斜を変更できる場合、この変更のためにストラップを手で調節しなおす必要が生じないものとする。拘束装置の傾斜を変更するためには、意図的な手動操作を必要とする。
- 6.2.1.4. グループ 0、0+及び I の拘束装置は、幼児の睡眠中においても、要求される保護効果がもたらされるような位置に幼児を保持するものとする。
- 6.2.1.5. 衝撃又は絶え間ない動きによって幼児がずり落ちることを防ぐために、一体型ハーネスベルトシステムを組み込んだ前向きグループ I 拘束装置はすべて、年少者用大腿部ストラップを必要とする。年少者用大腿部ストラップを装着し、調節できる場合には最も伸ばした位置にしたとき、腰ストラップは 9kg 又は 15kg のダミーのいずれかの骨盤より上にくるように調節できないものとする。
- 6.2.2. グループ I、II 及び III の場合には、「腰ストラップ」を使用する拘束装置はすべて、「腰ストラップ」を確実に誘導して、「腰ストラップ」によって伝わる荷重が必ず骨盤を通して伝わるようにしなければならない。
- 6.2.3. 拘束装置のストラップはすべて、通常に使用するとき装着者に不快感を与えたり、危険な 形態にならないように配置するものとする。首の近くにおける肩ストラップ間の距離は少 なくとも該当するマネキンの首の幅があるべきものとする。
- 6.2.4. アッセンブリは、幼児の身体の弱い部分(腹部、股間など)を過度に圧迫しないものとする。衝突の際に圧力が幼児の頭頂部にかからないように設計するものとする。
- 6.2.4.1. Y 字ベルトは、後向き及び横向き年少者用補助乗車装置(寝台式拘束装置)のみで使用することができる。
- 6.2.5. 年少者用補助乗車装置は、以下のように設計し、装備するものとする。
- 6.2.5.1. 鋭利な先端部又は突起(例えば協定規則第 21 号に定めるような)による、幼児又は車両の 他の乗員に対する傷害の危険を最小限にすること。
- **6.2.5.2.** 車両座席のカバー又は乗員の衣服を損じる恐れのある鋭利な先端部又は突起を露出しないこと。
- 6.2.5.3. 幼児の身体の弱い部分(腹部、股間など)に、装置によって生じる付加的な慣性力がかからないこと。
- 6.2.5.4. 装置の剛性部品はストラップに接触する部分において、ストラップを摩擦する恐れのある 鋭利な先端部を露出しないようにすること。
- 6.2.6. 構成部品の着脱ができるように分離式になっている部品は、誤った組立てや使用がなされる危険をできる限り防ぐよう設計するものとする。「特殊用途拘束装置」には、補助拘束装置があってもよい。これは、誤って組み立てられる危険を防ぎ、取外し手段及び操作方法が非常時の救助者に即座に明らかになるように設計するものとする。
- 6.2.7. グループ I 用、II 用、D びグループ I と II の両用の年少者用補助乗車装置が椅子の背を含む場合には、附則 12 の図によって測定した時に、背の内側の高さが 500mm 以上あるものとする。

- 6.2.8. 自動ロック式巻き込み装置又は緊急ロック式巻き込み装置のみ使用することができる。
- 6.2.9. グループ I 用の装置の場合には、幼児を年少者用補助乗車装置に乗せた後に、骨盤を拘束 する部分を幼児が容易に緩めることができてはならない。この目的を達成するために設計 されている装置を、年少者用補助乗車装置に恒久的に取り付けなければならない。
- 6.2.10. 年少者用補助乗車装置は、2つ以上の重量区分又は2人以上の幼児が使用するように設計してもよいが、ただし、それは各グループに設定される要件を満たせる場合に限る。「汎用」区分の年少者用補助乗車装置は、認可を受けているすべての重量区分に対する当該区分の要件を満たさなければならない。
- 6.2.11. 巻き込み装置付き年少者用補助乗車装置 巻き込み装置付き年少者用補助乗車装置の場合、当該巻き込み装置は下記 7.2.3、の要件を 満たしているものとする。
- 6.2.12. 学童用クッションの場合には、成人用ベルトのストラップ及びタングが取付け点を容易に 通るか否かを検査しなければならない。これは特に、長い半剛性のストークが使われることのある、車の前部座席用に設計された学童用クッションに適用される。固定式バックルは、学童用座席の取付け点を通り抜けたり、試験用トロリーの場合と全く異なったベルト の通し方にならないようにするべきものとする。
- 6.2.13. 年少者用補助乗車装置が 2 人以上の幼児用に設計されている場合には、各拘束装置が荷重 移動及び調節に関して完全に独立しているものとする。
- 6.2.14. 膨張性エレメントを組み込んだ年少者用補助乗車装置は、その使用条件(圧力、温度、湿度)が本規則の要件に対する当該装置の適合能力に何ら影響を及ぼさないように設計するものとする。
- 6.3. ISOFIX 拘束装置の仕様
- 6.3.1. 一般特性
- 6.3.1.1. 寸法

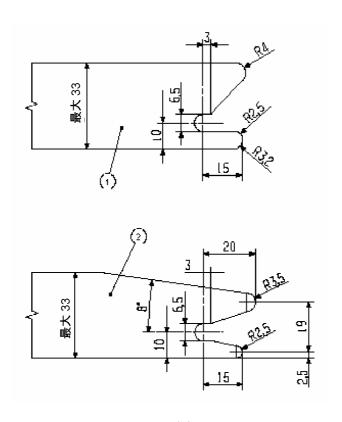
ISOFIX 年少者用補助乗車装置の側方、下方及び後方の最大寸法、ならびにその取付具がかみ合わなければならない ISOFIX 機構の取付装置の位置は、ISOFIX 年少者用補助乗車装置製造者用に、本規則の 2.31.に定めた車両座席フィクスチャー (VSF) によって決定される。

6.3.1.2. 質量

汎用及び準汎用区分、及び重量区分 0、0+、1 の ISOFIX 年少者用補助乗車装置の質量は、15kg を超えないものとする。

- 6.3.2. ISOFIX 取付具
- 6.3.2.1. 型式

ISOFIX 取付具は図 0 (a) に示す例に従うものでもよく、又はその他の適当な設計で、調節装置のある剛性メカ用途ムの一部を成すものでもよく、その性質は ISOFIX 年少者用補助乗車装置製造者が決定する。



寸法単位は mm

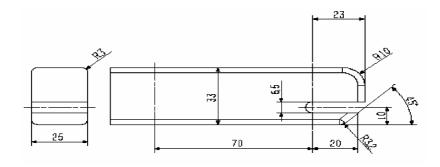
図 0 (a)

記号説明

- 1 ISOFIX 年少者用補助乗車装置取付具-例1
- 2 ISOFIX 年少者用補助乗車装置取付具-例 2

6.3.2.2. 寸法

ISOFIX 年少者用補助乗車装置取付具の ISOFIX 機構の取付装置とかみ合う部分の寸法は、図 0 (b) のエンベロープが示す最大寸法を超えてはならない。



寸法単位は mm

図 0 (b)

6.3.2.3. ラッチする部分の表示

ISOFIX 年少者用補助乗車装置には、ISOFIX 取付具が両方とも対応する ISOFIX 下部取付装置と完全にラッチがかかることを明確に表示する手段を組み込むものとする。この表示手段は、聴覚、触覚又は視覚的方法のいずれでもよく、又は 2 つ以上の組み合わせでもよい。視覚的表示の場合には、すべての通常照明条件下で検知できなければならない。

- 6.3.3. ISOFIX 年少者用補助乗車装置トップテザーストラップの仕様
- 6.3.3.1. トップテザーコネクター

トップテザーコネクターは図0(c)に示す ISOFIXトップテザーフック、又は図0(c)に

示すエンベロープ内に収まる類似の装置であるべきものとする。

6.3.3.2. ISOFIX トップテザーストラップの特徴

ISOFIX トップテザーストラップは、調節及び張力解除のための装置を備えたウェビング (又はそれと同等のもの) によって支えるものとする。

6.3.3.2.1. ISOFIX トップテザーストラップの長さ

ISOFIX 年少者用補助乗車装置トップテザーストラップの長さは少なくとも 2,000mm とする。

6.3.3.2.2. 緩みインジケータ

ISOFIX トップテザーストラップ又は ISOFIX 年少者用補助乗車装置には、ストラップから緩みが全くなくなったことを示す装置を備えるものとする。当該装置は調節及び張力解除装置の一部でもよい。

6.3.3.2.3. 寸法

ISOFIX トップテザーフックのかみ合い寸法は図0 (c) に示す。

寸法単位は mm

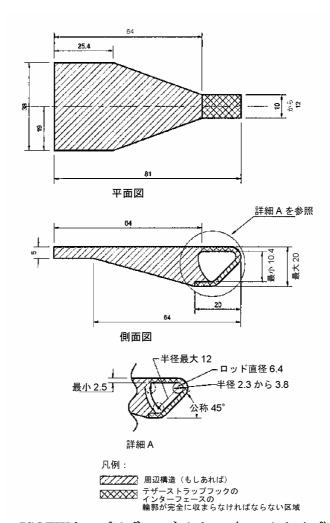


図 0 (c): ISOFIXトップテザーコネクター(フックタイプ)の寸法

6.3.4. 調節装置

ISOFIX 取付具又は ISOFIX 年少者用補助乗車装置自体も、協定規則第 14 号に記した ISOFIX 取付装置の配置範囲に対応するように調節できるものとする。

6.4. 表示の管理

- 6.4.1. 認可試験を実施する技術機関は、表示が 4.の要件に適合することを確認するものとする。
- 6.5. 取付けに関する説明及び使用に関する説明の管理
- 6.5.1. 認可試験を実施する技術機関は、取付けに関する説明及び使用に関する説明が 15.に適合しているか確認するものとする。

7. 個別仕様

- 7.1. 組立て後の拘束装置に適用する規定
- 7.1.1. 耐腐食性
- 7.1.1.1. 年少者用補助乗車装置の完成品又は腐食し易いその部品は、8.1.1.に定める腐食試験を受けるものとする。
- 7.1.1.2. 8.1.1.1.及び 8.1.1.2.に定める腐食試験の後に、年少者用補助乗車装置の適正な機能を損う 恐れのある劣化の徴候や顕著な腐食が、公認検査員の肉眼で認められないものとする。
- 7.1.2. エネルギー吸収
- 7.1.2.1. 背もたれの付いた装置はすべて、本規則の附則 17 に従って測定した時に最大加速度が 60g 未満の材料で構成され、本規則の附則 18 に定める内側表面を有するものとする。本要件は 頭部衝突区域内の衝撃緩和材の区域にも適用する。
- 7.1.2.2. 調節可能なヘッドサポート装置を機械的に永久取付されている年少者用補助乗車装置の場合で、成人用座席ベルト又は幼児用ハーネスのいずれかの高さが当該調節可能ヘッドサポートにより直接コントロールされる場合、附則 18 に定義する区域(マネキンの頭部が接触しない区域、すなわちヘッドサポートの後ろ)にエネルギー吸収材を要求する必要はない。
- 7.1.3. 転覆
- 7.1.3.1. 年少者用補助乗車装置は 8.1.2.に定めるように試験するものとする。マネキンは装置から脱落しないものとし、試験用座席を上下逆さにしたとき、マネキンの頭部は試験用座席に対して垂直方向に元の位置から 300mm を超えて動かないものとする。
- 7.1.4. 動的試験
- 7.1.4.1. 一般条件 年少者用補助乗車装置は下記 8.1.3.に適合する動的試験を受けるものとする。
- 7.1.4.1.1. 「汎用」、「限定」及び「準汎用」区分の年少者用補助乗車装置は、試験用台車上で 6.に規 定した試験用座席を用いて、8.1.3.1.に従って試験するものとする。
- 7.1.4.1.2. 「特定車両用」区分の年少者用補助乗車装置は、当該拘束装置を使用する予定の各車両モデルで試験するものとする。試験の実施を担当する技術機関は、7.1.4.1.2.3.に記載する諸点で大きな相違がなければ、試験する車両モデルの数を減らしてもよい。年少者用補助乗車装置は以下の方法のいずれかで試験を行なうことができる。
- 7.1.4.1.2.1. 8.1.3.3.に定める完成車両上で。
- 7.1.4.1.2.2. 8.1.3.2.に定める試験用台車上の車両ボディーシェル内で。
- 7.1.4.1.2.3. 車両構造及び衝突面を代表するボディーシェルの十分な部品について。年少者用補助乗車装置を後部座席で使おうとする場合、この部品には前部座席の背面、後部座席、フロアパン、B及びCピラーならびにルーフを含めるものとする。年少者用補助乗車装置を前部座席で使おうとする場合、この部品にはダッシュボード、Aピラー、ウインドスクリーン、フロア又はコンソールに取り付けるレバー又はノブの一切、前部座席、フロアパン及びル

ーフを含めるものとする。さらに、年少者用補助乗車装置を成人用座席ベルトと共に使お うとする場合、この部品には該当する成人用ベルトを含めるものとする。試験の実施を担 当する技術機関は、余分と考えられる部品は除外することを認めてもよい。試験は8.1.3.2. に定めるように行なうものとする。

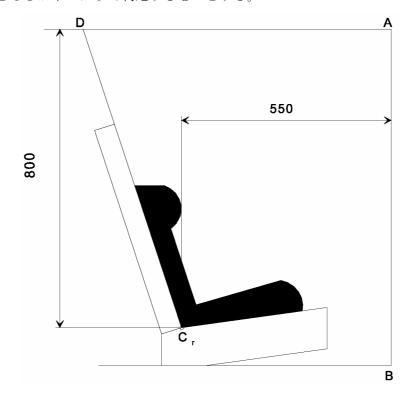
- 7.1.4.1.3. 動的試験は事前に荷重を受けたことのない年少者用補助乗車装置で行なうものとする。
- 7.1.4.1.4. 動的試験中、幼児を保持するのに実際に役立つ年少者用補助乗車装置のいずれの部品も壊れないものとし、いずれのバックル、ロック機構又は移動機構も解除されないものとする。
- 7.1.4.1.5. 「非一体型」の場合、使用する座席ベルトは、本規則の附則 13 に定める標準ベルト及びその取付装置ブラケットとする。これは「特定車両用」の認可については適用せず、「特定車両用」の場合は車両の実際のベルトを用いるものとする。
- 7.1.4.1.6. 「特定車両用」年少者用補助乗車装置を最後方にある前向き成人用座席位置の後ろ(例えば荷物エリア)に取り付ける場合には、8.1.3.3.3.に定めるように完成車両に最大のダミーを載せて 1 回試験を行なうものとする。製造者が望めば、生産の適合性を含めて、他の試験を8.1.3.2.に定めるように行なってもよい。
- 7.1.4.1.7. 「特殊用途拘束装置」の場合には、各重量区分ごとに本規則が定める各動的試験を 2 回行なうものとする。まず主要拘束手段を用い、次に使用するすべての拘束装置を用いて試験を行なう。これらの試験では、6.2.3.及び 6.2.4.の要件に特別な注意を払うものとする。
- 7.1.4.1.8. 動的試験中、年少者用補助乗車装置を取り付けるために使用する標準座席ベルトは、試験 実施のために使用するガイド又はロック装置から離脱しないものとする。
- 7.1.4.1.9. 脚部保護装置付き年少者用補助乗車装置は、以下のように試験するものとする。
 - a) 準汎用区分の場合、前面衝突に関する試験は、台車のフロアパンの配置に適合した最大及び最小調節位置の両方に脚部保護装置を調節して実施するものとする。後面衝突に関する試験は、技術機関が最悪のケースの位置を選択して実施するものとする。試験中、脚部保護装置は附則6付録3の図2に示すとおり台車のフロアパンで支えるものとする。最短のレッグ長とフロアパンの最高レベルとの間に隙間が生じる場合、レッグはCrの140mm下のフロアパンのレベルに調節する。最大レッグ長がフロアパンの最低レベルを使用できる長さをも上回る場合、レッグはCrの280mm下のフロアパンの最低レベルに調節する。調節可能な段階のある脚部保護装置の場合、脚部保護装置の長さはその次の調節位置に調節することにより、脚部保護装置がフロアと確実に接触するようにする。
 - b) 脚部保護装置が対称面の外にある場合は、技術機関が試験用に最悪のケースを選ぶものと する。
 - c) 特定車両用区分の場合には、脚部保護装置を年少者用補助乗車装置製造者が定めるように 調節するものとする。
- 7.1.4.1.10. ISOFIX 機構の取付装置と、もしあれば回転防止装置を利用する年少者用補助乗車装置の場合には、7.1.4.1.10.1.から 7.1.4.1.10.2.までに掲げる状態で動的試験を行うものとする。
- 7.1.4.1.10.1.サイズ等級 A 及び B の ISOFIX CRS の場合
- 7.1.4.1.10.1.1. 回転防止装置を使用している状態。
- 7.1.4.1.10.1.2. 回転防止装置を使用していない状態。この要件は、恒久的な非調節式脚部保護装置を回転防止装置として使用する場合には適用しない。
- 7.1.4.1.10.2.その他のサイズクラスの ISOFIX 年少者用補助乗車装置の場合には、回転防止装置を使用

している状態。

- 7.1.4.2. 胸部加速度3/
- 7.1.4.2.1. 合成胸部加速度は、55g を超えないものとする。ただし、継続時間の合計が 3ms 以下の場合を除く。
- 7.1.4.2.2. 腹部から頭部に向かう加速度の垂直成分は、30g を超えないものとする。ただし、継続時間 の合計が 3ms 以下の場合を除く。
- 7.1.4.3. 腹部侵入量4/
- 7.1.4.3.1. 附則 8 付録 1 の 5.3.に記載されている事項を検証中に、腹部の模型粘土に拘束装置のいずれかの部分が侵入したことを示す、目に見える痕跡がないものとする。

7.1.4.4. マネキンの変位

- 7.1.4.4.1. 「汎用」、「限定」及び「準汎用」区分の年少者用補助乗車装置
- 7.1.4.4.1.1. 前向き年少者用補助乗車装置:マネキンの頭部が下記の図 1 に定める平面 BA 及び DA を超えないものとする。これは、300ms に達するか、マネキンが最終的静止状態になった瞬間のどちらか早いほうで判定するものとする。*/



寸法: mm

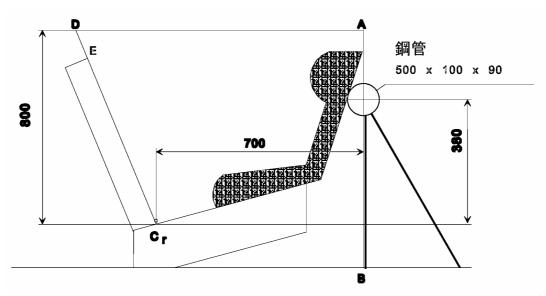
図 1 前向き装置の試験用配置

7.1.4.4.1.2. 後向き年少者用補助乗車装置:

7.1.4.4.1.2.1. ダッシュボードにより支えられている年少者用補助乗車装置:マネキンの頭部が下記 の図 2 に定める平面 AB、AD 及び DCr を超えないものとする。これは、300ms に達する

³⁴ 胸部加速度の制限は、計測器を備えていない「新生児マネキン」を使用する場合には適用しない。 ⁴⁴新生児マネキンは、いかなる腹部の挿入部材とも適用されない。従って、腹部侵入の目安として主観的な解 析のみを用いることができる。

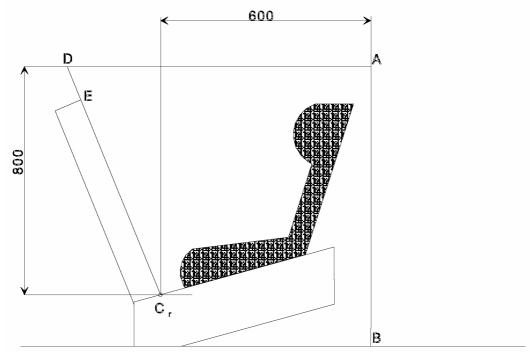
か、マネキンが最終的静止状態になった瞬間のどちらか早いほうで判定するものとする。**



寸法:mm

図 2 後向き装置の試験用配置

7.1.4.4.1.2.2. ダッシュボードにより支えられていないグループ 0 の年少者用補助乗車装置、及び寝台式拘束装置:マネキンの頭部が下記の図 3 に示す平面 AB、AD 及び DE を超えないものとする。これは、300ms に達するか、マネキンが最終的静止状態になった瞬間のどちらか早いほうで判定するものとする。*/



寸法: mm

図3 ダッシュボードにより支えられていないグループ0の年少者用補助乗車装置の試験用配置

^{*&#}x27; JASIC 注:原文では「whatever occurs first」とあるが「whichever occurs first」の誤りではないかと思われる。 従って「どちらか早いほう」とした。

7.1.4.4.1.2.3. ダッシュボードにより支えられていない、グループ 0 以外の年少者用補助乗車装置:マネキンの頭部が下記の図 4 に示す平面 FD、FG 及び DE を超えないものとする。これは、 300ms に達するか、マネキンが最終的静止状態になった瞬間のどちらか早いほうで判定するものとする。*/

当該年少者用補助乗車装置が直径 100mm のバーと接触し、かつ全性能基準を満たす場合には、当該年少者用補助乗車装置用の最も重いダミーを使い、直径 100 mm のバーなしで、もう一回動的試験(前面衝突)を行うものとする。本試験の要件は、前方移動以外の全基準を満たすこととする。

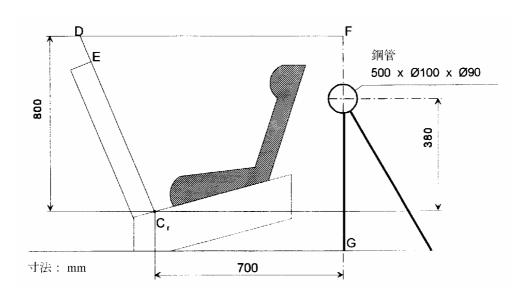


図4 ダッシュボードにより支えられていない、グループ0以外の後向き装置の試験用配置

- 7.1.4.4.2. 「特定車両用」区分の年少者用補助乗車装置については、完成車両又はボディーシェルで 試験した場合に、頭部が車両のいかなる部分とも接触しないものとする。ただし、接触が あった場合には、頭部の衝突速度は 24km/h 未満とし、接触部分は協定規則第 21 号附則 4 に規定されたエネルギー吸収試験の要件を満たすものとする。完成車両を使った試験では、 試験後に、工具を用いずにマネキンを年少者用補助乗車装置から取り外すことができるも のとする。
- 7.1.5. 温度に対する耐性
- 7.1.5.1. 温度によって影響を受けやすいバックルアッセンブリ、巻き込み装置、調節装置及びロック解除装置は 8.2.8.に記載された温度試験を受けるものとする。
- 7.1.5.2. 8.2.8.1.に定める温度試験の後に、年少者用補助乗車装置の適正な機能を損なう恐れのある 劣化の徴候が、公認検査員の肉眼で認められないものとする。
- 7.2. 拘束装置の個々の構成部品に適用する規定
- 7.2.1. バックル

^{*/} JASIC 注:原文では「whatever occurs first」とあるが「whichever occurs first」の誤りではないかと思われる。 従って「どちらか早いほう」とした。

^{*&}lt;sup>1</sup> JASIC 注:原文では「whatever occurs first」とあるが「whichever occurs first」の誤りではないかと思われる。従って「どちらか早いほう」とした。

- 7.2.1.1. バックルは、誤操作の可能性が一切ないように設計するものとする。これは特に、バックルが半ロックのままになる可能性があってはならないこと、バックルがロックされている間にバックルの部品を不注意で交換する可能性があってはならないこと、バックルはすべての部品がかみ合っている場合にのみロックしなければならないものとする。バックルが幼児と接触する場合には、バックルの幅は 7.2.4.1.1.に規定するストラップの最小幅と同じかそれより太いものとする。本要件は ECE 協定規則第 16 号又は現行の同等の基準に従って既に認可を得ているベルトアッセンブリには適用されない。「特殊用途拘束装置」の場合には、主要拘束手段のバックルのみが 7.2.1.1.から 7.2.1.9.までの要件を満たす必要がある。
- 7.2.1.2. バックルは、張力がかかっていない場合であっても、どの位置においても閉じたままであるものとする。それは、操作しやすく握りやすいもので、ボタン又は類似の装置に圧力をかけることにより開くことができるものとする。この圧力を加えるべき面は、実際にロックが解除された位置でボタンの最初の動方向に対して垂直な投影面とした場合に、以下の面積と幅を持つものとする。

包囲型装置の場合: 面積 4.5cm2 以上、幅 15mm 以上。

非包囲型装置の場合:面積 2.5cm2、幅 10mm 以上。

この幅は所定面積を構成する2つの寸法のうち、小さい方の寸法とする。

- **7.2.1.3.** バックル解除面は赤色とする。バックルのその他の部分はいずれも、この色でないものとする。
- 7.2.1.4. 1つのバックルを1回操作することによって、幼児を拘束装置から解放することができるものとする。グループ0及び0+については、当該年少者用補助乗車装置が最大2つのバックルの操作により解放できるならば、乳児用キャリア、寝台式拘束装置又は寝台式拘束装置保持具のような装置と一緒に幼児を取り出してもよい。
- 7.2.1.4.1. ハーネスベルトの両ショルダーストラップ間のクリップ接続は、7.2.1.4.に記した1回の操作要件に適合しないものとみなす。
- 7.2.1.5. グループ II 及び III の場合、バックルは幼児乗員の手が届く位置にあるものとする。さらに、すべてのグループについて、バックルは緊急時の救助者にその目的と操作方法が直ちに分る位置にあるものとする。
- 7.2.1.6. バックルの解離は、「椅子」、「椅子の補助」又は「衝撃緩和材」が取り付けられている場合でも、それらとは別に幼児を取り出すことができるものとし、当該装置に年少者用大腿部ストラップが含まれているならば、その年少者用大腿部ストラップも同じバックルの操作で解除できるものとする。
- 7.2.1.7. バックルは、8.2.8.1.に記載された温度試験動作要件ならびに反復動作に耐えられ、8.1.3. に定める動的試験の前に、通常の使用条件下で $5,000\pm 5$ 開閉サイクルから成る試験を受けるものとする。
- 7.2.1.8. バックルは次の解除試験を受けるものとする。
- 7.2.1.8.1. 負荷状態での試験
- 7.2.1.8.1.1. 本試験には、8.1.3.に定める動的試験を既に受けた年少者用補助乗車装置を使用するものと する。
- 7.2.1.8.1.2. 8.2.1.1.に定める試験でバックルを解除するために必要な力は、80Nを超えないものとする。
- 7.2.1.8.2. 無負荷状態での試験

- 7.2.1.8.2.1. 本試験には事前に負荷を受けたことのないバックルを使用するものとする。無負荷状態で バックルを解除するために必要な力は、8.2.1.2.に定める試験において 40 から 80N の範囲 にあるものとする。
- 7.2.1.9. 強度
- 7.2.1.9.1. 8.2.1.3.2.に基づく試験中に、バックル又は隣接したストラップ又は調節装置のいずれの部分も破損したり、外れたりしないものとする。
- 7.2.1.9.2. 重量区分 0 及び 0+のハーネスバックルは、4,000N に耐えられるものとする。
- 7.2.1.9.3. 重量区分 I 以上のハーネスバックルは、10,000N に耐えられるものとする。
- 7.2.1.9.4 所管当局は、既知の情報により、バックル強度試験が不要とみなされる場合には、それを 省いてもよい。
- 7.2.2. 調節装置
- 7.2.2.1. 調節範囲は、当該装置を使用する体重グループの全マネキンについて、その年少者用補助 乗車装置を正しく調節でき、すべての指定車両モデルに適正に装着するのに充分なものと する。
- 7.2.2.2. すべての調節装置は「迅速調節装置」タイプのものとする。ただし、拘束装置を最初に車両に取り付けるためにだけ使用する調節装置は「迅速調節装置」タイプ以外のものでもよい。
- 7.2.2.3. 「迅速調節装置」タイプの装置は、年少者用補助乗車装置が正しく取り付けられ、幼児又はマネキンがその位置にある場合に、容易に手が届くものとする。
- 7.2.2.4. 「迅速調節装置」タイプの装置は、幼児の体格に合うように容易に調節できるものとする。 特に、8.2.2.1.に基づいて実施される試験において、手動調節装置を操作するために必要な 力が 50N を超えないものとする。
- 7.2.2.5. 年少者用補助乗車装置の調節装置の 2 つのサンプルを、8.2.8.1.及び 8.2.3.に定める温度試験動作要件に従って試験するものとする。
- 7.2.2.5.1. ストラップのスリップ量は 1 個の調節装置の場合は 25mm 以下、全調節装置の場合は 40mm 以下とする。
- 7.2.2.6. 装置は 8.2.2.1.に定めるように試験したとき、破損したり外れたりしてはならない。
- 7.2.2.7. 年少者用補助乗車装置に直接取り付ける調節装置は、反復操作に耐えることができるものとし、8.1.3.に定める動的試験の前に、8.2.7.に定める $5,000\pm 5$ サイクルから成る試験を行なうものとする。
- 7.2.3. 巻き込み装置
- 7.2.3.1. 自動ロック式巻き込み装置
- 7.2.3.1.1. 自動ロック式巻き込み装置を装備する座席ベルトのストラップは、巻き込み装置がロック してから次のロック位置までに 30mm を超えて繰り打さないものとする。着用者が後方に 動いた後、当該ベルトは最初の位置に留まるか、又は着用者がその後、前方に動いた時に 自動的にその位置に戻らなければならない。
- 7.2.3.1.2. 巻き込み装置が腰ベルトの一部である場合、ストラップの巻取り力は、8.2.4.1.に定めるようにマネキンと巻き込み装置の間の自由長で測定したとき、7N以上であるものとする。巻き込み装置が胸部拘束装置の一部である場合には、ストラップの巻取り力は同様に測定したとき、2N以上、7N以下とする。ストラップがガイド又はプーリーを通っている場合、

- 巻取り力はマネキンとガイド又はプーリーの間の自由長で測定するものとする。アッセンブリがストラップの完全な巻取りを防止する手動又は自動の装置を組み込んでいる場合には、その装置は上記の計測が行なわれているときには作動しないこととする。
- 7.2.3.1.3. ストラップは、8.2.4.2.に定める条件の下で、巻き込み装置からの引出座席巻取りを、5,000 サイクルの完了まで繰返して行なうものとする。次に、巻き込み装置は、8.2.8.1.に定める温度試験動作要件ならびに 8.1.1 に定める腐食試験、及び 8.2.4.5.に定める耐粉塵試験を受けるものとする。その後、巻き込み装置は更に 5,000 サイクルの引出座席巻取りを完了するものとする。上記の試験の後も、巻き込み装置は引き続き正しく作動し、7.2.3.1.1.及び7.2.3.1.2.の要件を満たすものとする。
- 7.2.3.2. 緊急ロック式巻き込み装置
- 7.2.3.2.1. 緊急ロック式巻き込み装置は、8.2.4.3.に定めるように試験したとき、7.2.3.2.1.1.から 7.2.3.2.1.4.までに掲げる条件を満たすものとする。
- 7.2.3.2.1.1. 車両の減速度が 0.45g に達したときにロックするものとする。
- 7.2.3.2.1.2. ストラップの加速度がストラップの引出し方向に沿って測定して 0.8g 未満のときにはロックしないものとする。
- 7.2.3.2.1.3. 感知装置が製造者の定める取付け位置からいずれかの方向に傾いても、それが 12°以内であれば、ロックしないものとする。
- 7.2.3.2.1.4. 感知装置が製造者の定める取付け位置からいずれかの方向に 27°を超えて傾いたときには ロックするものとする。
- 7.2.3.2.2. 巻き込み装置の作動が外部からの信号又は電源に依存する場合には、その信号又は電源の 故障又は妨害があったとき、巻き込み装置が必ず自動的にロックするように設計されてい るものとする。
- 7.2.3.2.3. 多重感知の緊急ロック式巻き込み装置は、上記の要件を満たすものとする。さらに、感知要因のひとつがストラップの引出しに関連する場合には、ストラップの引出し方向に沿って測定して 1.5g のストラップ加速度でロックしなければならない。
- 7.2.3.2.4. 7.2.3.2.1.1.及び 7.2.3.2.3.に記した試験において、巻き込み装置がロックする前に生じるストラップの引出し量は 8.2.4.3.1.に定める繰出しの長さから始めて 50mm を超えないものとする。7.2.3.2.1.2.に記した試験では、8.2.4.3.1.に定める繰出しの長さから始めて 50mm までストラップを引き出す間にロックが生じないものとする。
- 7.2.3.2.5. 巻き込み装置が腰ベルトの一部である場合、ストラップの巻取り力は、8.2.4.1.に定めるようにマネキンと巻き込み装置の間の自由長で測定したとき、7N以上あるものとする。巻き込み装置が胸部拘束装置の一部である場合には、ストラップの巻取り力は同様に測定したとき 2N以上、7N以下とする。ストラップがガイド又はプーリーを通っている場合、巻取り力はマネキンとガイド又はプーリーの間の自由長で測定するものとする。アッセンブリがストラップの完全な巻取りを防止する手動又は自動の装置を組み込んでいる場合には、その装置は上記の計測が行なわれているときには作動しないものとする。
- 7.2.3.2.6. ストラップは、8.2.4.2.に定める条件の下で、巻き込み装置からの引出座席巻取りを、40,000 サイクルの完了まで繰返して行なうものとする。次に、巻き込み装置は、8.2.8.1.に定める 温度試験動作要件ならびに 8.1.1 に定める腐食試験及び 8.2.4.5 に定める耐粉塵試験を受けるものとする。その後、巻き込み装置は更に 5,000 サイクル (合計 45,000 サイクル) の引

出座席巻取りを完了するものとする。上記の試験の後も、巻き込み装置は引き続き正しく作動し、7.2.3.2.1.から 7.2.3.2.5.の要件を満たすものとする。

- 7.2.4. ストラップ
- 7.2.4.1. 幅
- 7.2.4.1.1. ダミーに接触する年少者用補助乗車装置のストラップの最小幅は、グループ 0、0+及び I 用では 25mm、グループ II 及び III 用では 38mm とする。これらの寸法は、8.2.5.1.に定めるストラップ強度試験中に、試験装置を止めずに、ストラップの破断荷重の 75%に等しい負荷がかかっているときに測定するものとする。
- 7.2.4.2. 室内コンディショニング後の強度
- 7.2.4.2.1. ストラップの破断荷重は、8.2.5.2.1.に定めるコンディショニングを施した 2 つのサンプルにより、8.2.5.1.2.の規定に従って決定するものとする。
- 7.2.4.2.2. 2 つのサンプルの破断荷重の差は、測定された 2 つの破断荷重の大きい方の 10%を超えないものとする。
- 7.2.4.3. 特殊コンディショニング後の強度
- 7.2.4.3.1. ストラップの破断荷重は、8.2.5.2.の規定(8.2.5.2.1.を除く)のひとつに定めるコンディショニングを施した 2 つのストラップにおいて、下記 8.2.5.1.に記す試験で決定される荷重の平均値の 75%以上であるものとする。
- 7.2.4.3.2. さらに、当該破断荷重はグループ 0、0+及び I の拘束装置の場合は 3.6kN 以上、グループ III の場合は 5kN 以上、グループ III の場合は 7.2kN 以上であるものとする。
- 7.2.4.3.3. 所管当局は、使用材料の成分又は既知の情報により、当該試験が不要とみなされるならば、 上記の試験の1つ以上を省くことができる。
- 7.2.4.3.4. 8.2.5.2.6.に定めるタイプ 1 の摩耗コンディショニング手順は、8.2.3.に定めるマイクロスリップ試験の結果が上記 7.2.2.5.1.に定める限界の 50%を超えている場合にのみ、実施するものとする。
- 7.2.4.4. ストラップは、調節装置、バックル又はアンカー点を通して全体を引っ張ることができないものとする。
- 7.2.5. ロック解除装置
- 7.2.5.1. ロック解除装置は、年少者用補助乗車装置に恒久的に固定しなければならない。
- 7.2.5.2. ロック解除装置は、成人用ベルトの耐久性を損なってはならず、8.2.8.1.に定める温度試験 動作要件を満たさなければならない。
- 7.2.5.3. ロック解除装置は、幼児を迅速に解放することを妨げてはならない。
- 7.2.5.4. クラス A 装置 ウェビングのスリップ量は、8.2.6.1.に定める試験の後に、 $25 \mathrm{mm}$ を超えないものとする。
- 7.2.5.5. クラス B 装置 ウェビングのスリップ量は、8.2.6.2.に定める試験の後に、25mm を超えないものとする。
- 7.2.6. ISOFIX 取付具の仕様 「ISOFIX 取付具」とラッチインジケータは反復操作に耐えることができるものとし、8.1.3. に定める動的試験の前に、通常の使用条件下で 2,000±5 回の開閉サイクルから成る試験を 受けることとする
- 8. 試験の説明*/

- 8.1. 組立て後の拘束装置の試験
- 8.1.1. 腐食
- 8.1.1.1. 年少者用補助乗車装置の金属部品は、附則 4 に定めるように試験槽内に置くものとする。 巻き込み装置を組み込んだ年少者用補助乗車装置の場合には、ストラップを全長より 100 ±3mm 短い長さまで繰り出すものとする。例えば食塩水を点検及び補充するのに必要となるような短時間の中断を除き、暴露試験は50±0.5 時間にわたり連続的に行なうものとする。
- 8.1.1.2. 暴露試験の完了後、年少者用補助乗車装置の金属部品を 38 以下の温度の清浄な流水で静かに洗浄するか又はその中に浸して、形成された可能性のある食塩堆積物を除去し、次に 18 から 25 の室温で、24±1 時間にわたって乾燥させ、その後に 7.1.1.2.に基づいて検査を行うものとする。
- 8.1.2. 転覆
- 8.1.2.1. 本規則に従い、かつ製造者の指示を考慮して取り付けた拘束装置の中に、8.1.3.6.に定める標準のたるみを持たせて、マネキンを置くものとする。
- 8.1.2.2. 拘束装置は試験用座席又は車両座席に取り付けるものとする。座席全体を、座席の中央縦断面上の水平軸に沿って 2 から 5°/秒の速度で 360°回転させるものとする。この試験のためには、特定車両で使用することを目的とする装置を附則 6 に記載する試験用座席に取り付けてもよい。
- 8.1.2.3. 本試験は、もし必要ならばマネキンを最初の位置に戻した後、逆方向に回転させて再度実施するものとする。回転軸を水平面内で、かつ以前の2回の試験における回転軸と90°の角度をなすように保ち、本手順を2つの回転方向で繰り返すものとする。

^{*/} 寸法の公差は別に定めがない限り次表のとおり。境界は有効でない。

寸法範囲 (mm)	6以下	6超、30以下	30 超、120 以下	120 超、315 以	315超、1,000以下	1,000 超
公差 (mm)	±0.5	±1	±1.5	±2	±3	±4

別に定めがない限り、角度公差:±1°

- 8.1.2.4. 上記の試験は当該拘束装置を使用する予定のグループに該当するマネキンのうち最小のものと最大のもの両方を使用して実施するものとする。
- 8.1.3. 動的試験
- 8.1.3.1. 台車及び試験用座席による試験
- 8.1.3.1.1. 前向き
- 8.1.3.1.1.1. 動的試験に用いられる台車及び試験用座席は本規則の附則 6 の要件を満たすものとし、動的衝突試験の取付け手順は附則 21 に従うものとする。
- 8.1.3.1.1.2. 台車は減速の間、水平を保つものとする。
- 8.1.3.1.1.3. 台車の減速は、本規則の附則 6 に記載する装置又は同等の結果を生じる他の装置を使用して達成するものとする。この装置は、8.1.3.4.及び本規則の附則 7 に定める性能を持つものとする。
- 8.1.3.1.1.4. 下記の測定を行うものとする。
- 8.1.3.1.1.4.1. 衝突直前の台車速度
- 8.1.3.1.1.4.2. 停止距離

- 8.1.3.1.1.4.3. グループ I、II 及び III の場合には、垂直面及び水平面でのマネキンの頭部変位量、 グループ 0 及び 0+の場合には、四肢を考慮しないマネキンの移動量。
- 8.1.3.1.1.4.4. 相互に垂直な3方向の胸部加速度、ただし、新生児マネキンの場合を除く。
- 8.1.3.1.1.4.5. 腹部の模型粘土に侵入したことを示す目に見える痕跡 (7.1.4.3.1.参照)、ただし、新 生児マネキンの場合を除く。
- 8.1.3.1.1.5. 衝突後、バックルを開かずに年少者用補助乗車装置を目視検査し、故障又は破損の有無を 判定するものとする。
- 8.1.3.1.2. 後向き
- 8.1.3.1.2.1. 後面衝突試験の要件に従って試験する時には、試験用座席を 180°回転させるものとする。 前部着席位置で使用することを目的とした後向き年少者用補助乗車装置を試験する場合に は、エネルギー吸収がすべて年少者用補助乗車装置で起こるように台車に取り付けた剛性 のバーが車両の計器盤の代りになるものとする。
- 8.1.3.1.2.3. 減速条件は8.1.3.4.の要件を満たすものとする。
- 8.1.3.1.2.4. 実施すべき測定は、8.1.3.1.1.4.から 8.1.3.1.1.4.5.に記したのと同じとする。
- 8.1.3.1.2.5. 衝突後、バックルを解除せずに年少者用補助乗車装置を目視検査し、故障又は破損の有無 を判定するものとする。
- 8.1.3.2. 台車及び車両ボディーシェルによる試験
- 8.1.3.2.1. 前向き
- 8.1.3.2.1.1. 試験中に車両を固定するのに使用される方法は、車両座席の取付装置、成人用座席ベルトならびに年少者用補助乗車装置の取付けに必要な追加取付装置を強化したり、あるいは構造の通常の変形を低減するものでないものとする。マネキンの動きを制限することによって試験中に年少者用補助乗車装置に加わる荷重を減らすであろう車両部品が存在しないものとする。構造から削除した部品は、マネキンの動きを妨害しないものであれば、同等の強度をもつ部品と交換してもよい。
- 8.1.3.2.1.2. 固定装置は、構造の全幅にわたる領域に影響を与えず、かつ車両又は構造が拘束装置の取付装置から 500mm 以上離れて前方でブロックされるか、又は固定される場合には、満足な装置とみなすものとする。後方においては 8.1.3.2.1.1.の要件が満たされることを保証するように、取付装置から後方へ十分離して構造を固定するものとする。
- 8.1.3.2.1.3. 車両座席と年少者用補助乗車装置は、認可試験を実施する技術機関が強度的に最も不利な条件を生じるものとして選び、かつ車両内にマネキンを取り付けるのに適した位置に、配置し固定するものとする。車両の座席バックと年少者用補助乗車装置の位置は、レポートに記載するものとする。車両の座席バックは、傾斜が調節できる場合には、製造者の指定どおりか、又は指定が無い場合はできるだけ 25°に近い実際の座席バック角度でロックするものとする。
- 8.1.3.2.1.4. 取付け方法及び使用方法の指定が別にない限り、前部座席の位置は前方着席位置で使用する年少者用補助乗車装置の場合には最前方の通常使用位置とし、後方着席位置で使用する年少者用補助乗車装置の場合には、最後方の通常使用位置とする。
- 8.1.3.2.1.5. 減速条件は、下記 8.1.3.4.の要件を満たすものとする。試験用座席は実際の車両の座席とする。
- 8.1.3.2.1.6. 下記の測定を行うものとする。

- 8.1.3.2.1.6.1. 衝突直前の台車速度
- 8.1.3.2.1.6.2. 停止距離
- 8.1.3.2.1.6.3. マネキンの頭部と車両ボディーシェルの内部との接触
- 8.1.3.2.1.6.4. 相互に垂直な3方向の胸部加速度、ただし、新生児マネキンの場合を除く。
- 8.1.3.2.1.6.5. 腹部の模型粘土への侵入を示す目に見える痕跡 (7.1.4.3.1.参照)、ただし、新生児マネキンの場合を除く。
- 8.1.3.2.1.7. 衝突後、バックルを開かずに年少者用補助乗車装置を目視検査し、不具合の有無を判定するものとする。
- 8.1.3.2.2. 後向き
- 8.1.3.2.2.1. 後面衝突試験の場合には、車両ボディーシェルを試験用台車上で 180°回転させるものとする。
- 8.1.3.2.2.2. 前面衝突の場合と同じ要件
- 8.1.3.3. 完成車両での試験
- 8.1.3.3.1. 減速条件は、8.1.3.4.の要件を満たすものとする。
- 8.1.3.3.2. 前面衝突試験の場合、手順は本規則の附則9に記載するとおりとする。
- 8.1.3.3.3. 後面衝突試験の場合、手順は本規則の附則 10 に記載するとおりとする。
- 8.1.3.3.4. 下記の測定を行うものとする。
- 8.1.3.3.4.1. 衝突直前の車両/衝撃装置の速度
- 8.1.3.3.4.2. マネキンの頭部 (グループ 0 の場合、腕及び脚を考慮しないマネキン本体) と車両の内部 との接触
- 8.1.3.3.4.3. 相互に垂直な3方向の胸部加速度、ただし、新生児マネキンの場合を除く。
- 8.1.3.3.4.4. 腹部の模型粘土に侵入したことを示す目に見える痕跡 (7.1.4.3.1.参照)、ただし、新生児マネキンの場合を除く。
- 8.1.3.3.5. 前部座席は、傾斜が調節できる場合には、製造者の指定どおりか、又は指定が無い場合はできるだけ 25°に近い実際の座席バック角度でロックするものとする。
- 8.1.3.3.6. 衝突後、バックルを開かずに年少者用補助乗車装置を目視検査し、故障又は破損の有無を 判定するものとする。
- 8.1.3.4. 動的試験の条件の概要は下記の表のとおりである。

			前面衝夠	Ę	後面衝突			
試験	拘束装置	速度 (km/h)	試験パルス	試験中の停 止距離 (mm)	速度 (km/h)	試験 パル ス	試験中の停止 距離 (mm)	
試験用座席 付台車	前向き、フロン ト及び後部座席 汎用、準汎用又 は限定*/	50 + 0 - 2	1	650 ± 50	-	-	-	
	後向き、フロン ト及び後部座席 汎用、準汎用又 は限定**/	50 + 0	1	650 ± 50	30 + 2 - 0	2	275 ± 25	

台車上車両 ボディー	前向き*/	50 + 0 - 2	1又は 3	650 ± 50	-	-	-
	後向き*/	50 + 2 - 2	1又は 3	650 ± 50	30 + 2 - 0	2 又は 4	275 ± 25
完成車バリ ア試験	前向き	50 + 0 - 2	3	規定無し	-	-	-
	後向き	50 + 0 - 2	3	規定無し	30 + 2 - 0	4	規定無し

注:グループ 0 及び 0+用の全拘束装置は、「後向き」の条件で前面及び後面衝突試験を行うものとする。 凡例:

試験パルス No.1-附則 7-前面衝突で規定

試験パルス No.2-附則 7-後面衝突で規定

試験パルス No.3-前面衝突を受ける車両の減速パルス

試験パルス No.4-後面衝突を受ける車両の減速パルス

- 8.1.3.5. 追加取付装置を使用する年少者用補助乗車装置
- 8.1.3.5.1. 2.1.2.3.に定めた用途の年少者用補助乗車装置で追加取付装置を使用するものの場合には、8.1.3.4.による前面衝突試験の要件は下記のとおり実施するものとする。
- 8.1.3.5.2. 短い上部取付けストラップを有する装置、例えば後部荷物棚に取り付ける予定のものについては、試験用台車上の上部取付装置の配置は附則 6 の付録 3 に定めるとおりとする。
- 8.1.3.5.3. 長い上部取付けストラップを有する装置、例えば剛性の荷物棚がなく、かつ上部取付装置 ストラップが車両のフロアに取り付けられるものについては、試験用台車上の取付装置は 附則 6 の付録 3 に定めるとおりとする。
- 8.1.3.5.4. 上記の両形態での使用を目的とする装置については、8.1.3.5.2.及び 8.1.3.5.3.に規定された 試験を実施するものとする。ただし、試験が上記 8.1.3.5.3.の要件に従って実施される場合 は、重い方のマネキンのみを使用するものとする。
- 8.1.3.5.6. 2本の成人用座席ベルトに取り付けられる追加ストラップを利用した寝台式拘束装置で、荷重経路が成人用座席ベルトを通じて同ベルトの下部取付装置に直接伝わる場合、試験用台車の取付装置は、附則 6 付録 3 の 7 項 (A1、B1) に規定したとおりとする。試験ベンチへの取付けは、附則 21 の注 5 に記述したとおり行うものとする。このシステムは、成人用座席ベルトがロックされていなくとも正しく機能しなければならず、6.1.8.に適合する場合に「汎用」とみなされる。
- 8.1.3.5.5. 後向き装置については、試験用台車上の下部取付装置の配置は附則 6 の付録 3 に定めるとおりとする。
- 8.1.3.6. 試験用マネキン
- 8.1.3.6.1. 年少者用補助乗車装置とマネキンは、8.1.3.6.3.の要件が満足されるように搭載するものと する。
- 8.1.3.6.2. 年少者用補助乗車装置は、本規則の附則 8 に定めるマネキンを使用して試験するものとする。
- 8.1.3.6.3. マネキンの搭載

^{*/} 較正中は、停止距離が 650±30mm となるべきものとする。

^{**/} 較正中は、停止距離が 275±20mm となるべきものとする。

- 8.1.3.6.3.1. マネキンは、マネキンの後方と拘束装置との間に隙間があるように置くものとする。寝台 式拘束装置の場合には、マネキンはできるだけ寝台式拘束装置の中心線の近くに、まっす ぐ水平に置くものとする。
- 8.1.3.6.3.2. 別途取り付ける椅子を有する年少者用補助乗車装置

試験用座席に幼児用椅子を置く。

幼児用椅子にマネキンを置く。

マネキンと椅子の座席バックの間に、厚さ 2.5cm、幅 6cm で、長さは試験されるマネキンサイズに関して肩の高さ(着座時、附則 8)から腰の中央の高さ(着座時、附則 8 膝窩の高さに大腿部の高さの半分を付加)を引いた値に相当するヒンジ付きボード又は同様のフレキシブル装置を置く。このボードは、椅子の湾曲にできる限り沿うようにし、下端はマネキンの股関節の高さにあるべきものとする。

製造者の指示に従いベルトを調節するが、張力は調節装置の力を250±25N上回るものとし、 調節装置におけるストラップの偏角を45°±5°又は製造者の定める角度にする。

本規則の附則21に従い、幼児用椅子を試験用座席に完全に取り付ける。

フレキシブル装置を取り外す。

この規定は、ハーネス型拘束装置と、幼児が成人用 3 点式ベルトで拘束され、且つロック解除装置が使われる拘束装置にのみ適用し、巻き込み装置に直接接続される幼児拘束ストラップには適用しない。

- 8.1.3.6.3.3. ダミーの中心線を通る縦平面が 2 つの下部ベルト取付装置の中央にくるようにセットする ものとする。ただし、8.1.3.2.1.3.も考慮するものとする。学童用クッションを 10 才児のマ ネキンを用いて試験する場合には、マネキンの中心線を通る縦平面の位置は 2 つの下部ベ ルト取付装置の中心点に対し左又は右に 75±5mm とする。
- 8.1.3.6.3.4. 標準ベルトの使用が必要な装置の場合には、動的試験の前に、充分な長さと幅のある軽いマスキングテープを用いて、マネキン上でのショルダーストラップの位置を決定してもよい。後向き拘束装置の場合、スレッドの加速中、軽いマスキングテープを用いて、ダミーの頭部を 100mm バー又は拘束装置の背もたれに接続してもよい。
- 8.1.3.7. 使用するマネキンの区分
- 8.1.3.7.1. グループ 0 用装置:「新生児」マネキン及び 9kg マネキンを使用する試験。
- 8.1.3.7.2. グループ 0+用装置:「新生児」マネキン及び 11kg マネキンを使用する試験。
- 8.1.3.7.3. グループ I 用装置: 質量 9kg 及び 15kg のマネキンをそれぞれ使用する試験。
- 8.1.3.7.4. グループ II 用装置:質量 15 kg 及び 22 kg のマネキンをそれぞれ使用する試験。
- 8.1.3.7.5. グループ III 用装置:質量 22kg 及び 32kg のマネキンをそれぞれ使用する試験。
- 8.1.3.7.6. 年少者用補助乗車装置が 2 つ以上の重量区分に適する場合には、対象となるすべてのグループについて上記に定めたマネキンの内、最軽量と最重量のマネキンを使用して試験を実施するものとする。ただし、装置の構成が各グループの間で大きく異なる場合、たとえばハーネスの形状又はハーネスの長さが変わる場合には、試験機関が適切と考えるならば、中間重量のマネキンで追加試験を実施してもよい。
- 8.1.3.7.7. 年少者用補助乗車装置が 2 人以上の幼児用に設計されている場合には、すべての座席位置で最重量のマネキンを使用して試験を 1 回行ない、上記の最軽量及び最重量のマネキンを使用して 2 回目の試験を行うものとする。この試験は、附則 6 付録 3 の図 3 に記載された

試験用座席を使って実施するものとする。試験機関は、適切と考えられるならば、いずれかのマネキンを組み合わせたり、あるいはマネキンなしの座席位置を使用して、3回目の試験を追加することができる。

- 8.1.3.7.8. グループ 0 又は 0+の年少者用補助乗車装置が幼児の質量によって異なる形状を有する場合、 形状ごとにそれぞれの該当する重量区分の両方のマネキンで試験するものとする。
- 8.1.3.7.9. 7.1.4.1.10.1.2 に定めた試験は、年少者用補助乗車装置の設計対象である最大のマネキンの みを使用して実施すればよい。
- 8.1.4. 学童用クッションの拘束

試験ベンチの着席面に木綿製の布を置く。学童用クッションを試験ベンチに置き、附則 22 図 1 に記載されたとおり下部トルソボディーブロックを着席面に載せ、3 点式成人用座席ベルトを調節して付け、附則 21 に記載されているとおり張力を加える。25mm 幅のウェビング又はそれに準ずるものを学童用クッションの回りに巻いた状態で、試験ベンチの着席面に沿って矢印 A の方向に(附則 22 図 2 参照) $250\pm5N$ の負荷を加える。

- 8.2. 個々の構成部品の試験
- 8.2.1. バックル
- 8.2.1.1. 負荷時の解除試験
- 8.2.1.1.1. 本試験には、8.1.3.に定めた動的試験を既に受けた年少者用補助乗車装置を使用するものとする。
- 8.2.1.1.2. 年少者用補助乗車装置は、バックルを解除せずに試験用台車又は車両から取り外すものとする。バックルには、200±2Nの張力を加えるものとする。バックルが剛性部品に取り付けられている場合は、動的試験においてバックルと当該剛性部品との間に形成されるアングルが再現される力を加えるものとする。
- 8.2.1.1.3. 荷重は、400±20mm/min の速度で、バックル解除ボタンの初めの作動方向に対して平行な 固定軸に沿って当該ボタンの幾何学的中心に加えるものとする。幾何学的中心とは、バッ クル表面上の解除力を加える部分に適用する。バックルは解除力を加えている間、剛体に より支持されていなければならない。
- 8.2.1.1.4. バックル解除力を加えるにはダイナモメータ又は同様の装置を使用し、その方法と方向は 通常使用する場合に準じる。荷重を加える接触端部は半径 2.5±0.1mm の研磨した金属半球 でなければならない。
- 8.2.1.1.5. バックル解除力を測定し、不具合があれば記録するものとする。
- 8.2.1.2. 無負荷時の解除試験
- 8.2.1.2.1. 負荷を事前に受けたことのないバックルアッセンブリを「無負荷」状態で取り付け配置するものとする。
- 8.2.1.2.2. バックル解除力の測定法は8.2.1.1.3.及び8.2.1.1.4.に定めたとおりとする。
- 8.2.1.2.3. バックル解除力を測定する。
- 8.2.1.3. 強度試験
- 8.2.1.3.1. 強度試験では、サンプルを 2 個使用しなければならない。年少者用補助乗車装置に直接装着された調節装置を除き、すべての調節装置を試験に含む。
- 8.2.1.3.2. 附則 20 にバックル強度試験の装置を示す。バックルは、レリーフ内の上部円形プレート(A) 上に置く。 隣接するストラップはすべて長さ 250mm 以上で、上部プレートからバックル

のそれぞれの位置に吊す。次に、ストラップの固定されていない先端を下部円形プレート (B) に巻いて、プレート内開口部から出るようにする。すべてのストラップは、A と B の間で垂直にならなければならない。次に、円形締付プレート (C) を、ストラップの動きがいくらか可能となる程度に (B) の下面に軽く締付ける。引張機でわずかな力を加えて、ストラップに張力をかけ、すべてのストラップにそれぞれの配置に応じて荷重がかかるまで (B) と (C) の間で引っ張る。この動作及び試験中は、バックルは、プレート (A) 又は (A) のいずれの部分からも離れていなければならない。次に、(B) と (C) を共にしっかり締付けて、張力を要求値に達するまで 100 ± 20 mm/min の速度で上昇させる。

8.2.2. 調節装置

8.2.2.1. 調節の容易性

手動調節装置を試験する場合には、通常の使用状況を考慮に入れながら、ストラップを調節装置に通して、 100 ± 20 mm/min の速度で引くものとする。また最初にストラップが 25 ± 5 mm動いた時のNの最も近い整数値として測定した最大の力でしっかりと引くものとする。

- 8.2.2.1.2. 当該装置を通るストラップの両方向で試験を実施し、ストラップは測定の前に、全ストロークのサイクルを 10 回繰り返すものとする。
- 8.2.3. マイクロスリップ試験(附則5の図3参照)
- 8.2.3.1. マイクロスリップ試験を受ける構成部品又は装置は、試験前に温度 20 ± 5 及び相対湿度 $65\pm 5\%$ の大気中で、最低 24 時間保持するものとする。試験は 15 と 30 の間の温度で行なうものとする。
- 8.2.3.2. ストラップの自由端は、当該装置を車両内で使用する場合と同じ形態で配置するものとし、 その他の部分に取り付けないものとする。
- 8.2.3.3. 調節装置をストラップの垂直部分に置き、その一端が 50±0.5N の負荷に耐えるものとする (荷重が揺動したりストラップが捩じれたりしないように誘導する)。調節装置からのストラップの自由端は、車両内と同じように、上向き又は下向きに垂直に取り付ける。他方の端部は方向転換ローラーに掛ける。当該ローラーの水平軸は荷重を支えるストラップの断面に平行で、当該ローラーを通るストラップ断面が水平になるようにするものとする。
- 8.2.3.4. 試験中の装置は、その中心が持ち上げることのできる最も高い位置で架台から 300±5mm の高さになるように配置し、50N の荷重をその支持台から 100±5mm のところに加えるものとする。
- 8.2.3.5. 次に 20±2 サイクルの予備試験を完了し、その後、毎分 30±10 サイクルの頻度で、1,000±5 サイクルを完了するものとする。振幅合計は 300±20mm 又は 8.2.5.2.6.2 に規定したとおりとする。50N の荷重は各半周期につき 100±20mm の移動に対応する時間内に限って加えるものとする。マイクロスリップは 20 回の予備試験サイクルの終了時の位置から測定するものとする。
- 8.2.4. 巻き込み装置

巻き込み力

8.2.4.1.1. 巻取り力は、座席ベルトアッセンブリを 8.1.3 に定めた動的試験の場合と同じようにマネキンに取り付けて、測定するものとする。ストラップの張力は、ストラップが約 0.6m/min の速度で巻き取られている間に、マネキンと接触する点(ただしわずかに隙間をもたせて)

で測定するものとする。

巻き込み機構の耐久性

- 8.2.4.2.1. ストラップを毎分 30 サイクル以下の頻度で所要サイクル数だけ引出し、巻取ることができるものとする。緊急ロック式巻き込み装置の場合には、巻き込み装置をロックするために 5 サイクルごとに衝撃を与えるものとする。この衝撃は、ストラップを引出す長さを 5 回変えて、すなわち巻き込み装置のストラップの全長の 90、80、75、70 及び 65%の長さでそれぞれ同回数発生させるものとする。ただし、ストラップの長さが 900mm を超える場合には、上記のパーセンテージは巻き込み装置から引出すことのできるストラップの最後の900mm に対するものとする。
- 8.2.4.3. 緊急ロック式巻き込み装置のロック
- 8.2.4.3.1. 巻き込み装置には、ストラップが全長より 300±3mm 短い長さまで引き出されたときに、1 回ロック試験を実施するものとする。
- 8.2.4.3.2. ストラップの動きで作動する巻き込み装置の場合には、引出し方向は、巻き込み装置が車 両内に取り付けられている時に通常作動する方向とする。
- 8.2.4.3.3. 巻き込み装置を車両の加速度に対する感度について試験する場合には、当該巻き込み装置が年少者用補助乗車装置の製造者の定めるとおりに車両内に取り付けるべきものならば互いに直角な2つの水平軸に沿って、両方向に上記の長さに引き出して試験するものとする。その位置が指定されていないときは、試験当局は年少者用補助乗車装置の製造者に照会するものとする。これらの試験方向のひとつは、ロックする仕組みの作動について最も不利な条件を与えるように、認可試験を行なう技術機関が選ぶものとする。
- 8.2.4.3.4. 使用する試験装置の設計は、所要加速度が少なくとも平均 25g/s の加速度上昇率で達成されるものとする。 6/
- 8.2.4.3.5. 7.2.3.2.1.3.及び 7.2.3.2.1.4.の要件への適合を確認する試験については、巻き込み装置を水平のテーブル上に取り付け、そのテーブルをロックが起きるまで毎秒 2°以下の速度で傾けるものとする。この試験は他の方向にも傾けて繰り返し、要件が満足されることを確認するものとする。

腐食試験

- 8.2.4.4.1. 腐食試験は8.1.1.による。
- 8.2.4.5. 耐粉塵試験
- 8.2.4.5.1. 巻き込み装置を本規則の附則 3 に記載する試験室に置き、車両内に取り付ける場合と同様の方向に取り付けるものとする。試験室には下記 8.2.4.5.2.に定める粉塵を入れるものとする。ストラップを 500mm 巻き込み装置から引き出してそのまま保持するものとする。ただし、粉塵を攪拌する度にその後 1 又は 2 分以内に 10 サイクルの引出座席巻取りを完全に行なう。粉塵は、5 時間にわたり 20 分ごとに 5 秒間、直径 1.5±0.1mm のオリフィスから5.5±0.5 バールのゲージ圧力で油分と湿気のない圧縮空気を吹きこんで、攪拌するものとする。
- 8.2.4.5.2. 8.2.4.5.1 に述べた試験に使用する粉塵は、約 1kg の乾燥石英から成るものとする。粒子の大きさの配分は次のとおりとする。
 - (a) 口径 150μm、ワイヤ直径 104μm を通過:99 から 100%
 - (b) 口径 $105\mu m$ 、ワイヤ直径 $64\mu m$ を通過:76 から 86%

- (c) 口径 75µm、ワイヤ直径 52µm を通過:60 から 70%
- 8.2.5. ストラップの静的試験
- 8.2.5.1. ストラップの強度試験
- 8.2.5.1.1. 各試験は、7.2.4.の規定のとおりにコンディショニングを施した 2 つの新品ストラップで実施するものとする。
- 8.2.5.1.2. 各ストラップを張力強度テスト機のクランプ間に挟むものとする。クランプはその中又は近くでストラップが破断しないように設計されているものとする。横断速度は100±20mm/min とする。試験開始時の試験機のクランプ間の供試体の自由長は200mm±40mmとする。
- 8.2.5.1.3. 張力をストラップが破断するまで増加し、破断荷重を記録するものとする。
- 8.2.5.1.4. ストラップがどちらかのクランプで滑るか 10mm 以内の部分で破断した場合は、試験を無効とし、新たに別の供試体で試験を実施するものとする。
- 8.2.5.2. 3.2.3 に記したようにストラップから切り取った試料に次のとおりコンディショニングを施 すものとする。
- 8.2.5.2.1. 室内コンディショニング

$g = 9.81 \text{m/s}^2$

- 8.2.5.2.1.1. ストラップを24±1時間、温度23°±5 と相対湿度50±10%の大気中で保持するものとする。 試験がコンディショニング直後に実施されない場合には、供試体を試験が始まるまで密封 容器内に置くものとする。破断荷重は、コンディショニング大気又は容器からストラップ を取り出した後、5分以内に測定するものとする。
- 8.2.5.2.2. 光コンディショニング
- 8.2.5.2.2.1. ISO/105-B02 (1978) 勧告の規定を適用するものとする。ストラップは、標準青色染料 No.7 がグレースケールの等級 4 に等しい明暗差まで退色するのに必要な時間にわたり、光に暴露するものとする。
- 8.2.5.2.2.2. 暴露の後、ストラップを最低 24 時間、温度 23°±5 、相対湿度 50±10%の大気中で保持するものとする。破断荷重は、コンディショニング設備からストラップを取り出した後、5分以内に測定するものとする。
- 8.2.5.2.3. 低温コンディショニング
- 8.2.5.2.3.1. ストラップを最低 24 時間、温度 23°±5 、相対湿度 50±10%の大気中で保持するものとする。
- 8.2.5.2.3.2. 次にストラップを90±5分間、気温-30±5 の低温室の平らな表面上で保持するものとする。 次にストラップを折りたたみ、その上に、あらかじめ-30°±5 に冷やした2±0.2kgの重りで 荷重を加えるものとする。ストラップに同じ低温室内で30±5分間、荷重を加え続けた後に、 重りを取り除き、低温室からストラップを取り出した後、5分以内に破断荷重を測定するものとする。
- 8.2.5.2.4. 高温コンディショニング
- 8.2.5.2.4.1. ストラップを 180±10 分間、温度 60±5 、相対湿度 65±5%の加熱室の大気中に保持するものとする。
- 8.2.5.2.4.2. ストラップを加熱室から取り出した後、5分以内に破断荷重を測定するものとする。
- 8.2.5.2.5. 水に対する暴露

- 8.2.5.2.5.1. ストラップを 180±10 分間、微量の湿潤剤を添加した温度 20±5 の蒸留水内に完全に浸漬 するものとする。試験する繊維に適したものであればどの湿潤剤を使用してもよい。
- 8.2.5.2.5.2. ストラップを水から取り出した後、10分以内に破断荷重を測定するものとする。
- 8.2.5.2.6. 摩耗コンディショニング
- 8.2.5.2.6.1. 摩耗試験を受ける構成部品又は装置は、試験前に温度 23 ± 5 、相対湿度 $50\pm10\%$ の大気中に最低 24 時間保持する。試験中の室温は 15 から 30 とする。
- 8.2.5.2.6.2. 下表は各試験の一般条件を示す。

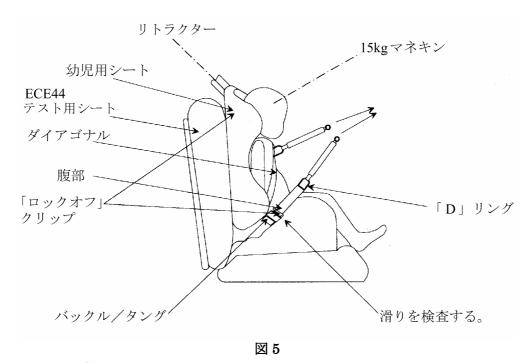
	荷重(N)	サイクル/分	サイクル数
タイプ1手順	10 ± 0.1	30 ± 10	$1,000 \pm 5$
タイプ 2 手順	5 ± 0.05	30 ± 10	$5,000 \pm 5$

300mm を超える移動距離で試験をするのに十分なストラップが無い場合、試験は最低 100mm の長さで実施することができる。

8.2.5.2.6.3. 個別試験条件

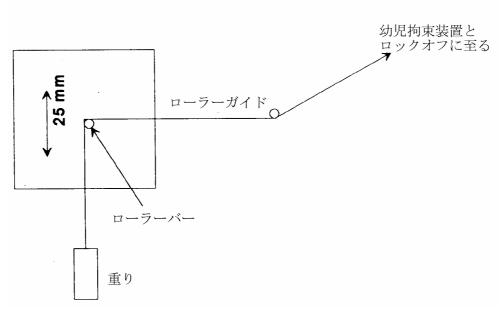
- 8.2.5.2.6.3.1. タイプ 1 手順:ストラップが迅速調節装置を滑動する場合。10N の荷重をストラップ の 1 つに垂直かつ継続的に加えるものとする。他方のストラップは水平に置いて装置に取り付け、ウェビングを前後に動かすものとする。調節装置はウェビングの水平ストラップ に引き続き張力がかかるように置くものとする (附則 5、図 1 参照)。
- 8.2.5.2.6.3.2. タイプ 2 手順:ストラップが剛性部分を通過するときに方向を変える場合。本試験においては、両方のウェビングストラップの角度は附則 5 の図 2 に示すとおりとする。5N の荷重を継続的に加えるものとする。ストラップが剛性部分を通過するとき 2 回以上方向を変える場合には、剛性部分を通してストラップを規定どおり 300mm 動かすことができるように、5N の荷重を増加してもよい。
- 8.2.6. ロック解除装置
- 8.2.6.1. クラス A 装置

年少者用補助乗車装置及び当該年少者用補助乗車装置用の最大マネキンを、下記図 5 のように設置するものとする。使用するウェビングは、本規則の附則 13 に定める通りとする。ロック解除を完全に掛けて、ベルトがロック解除に入る所でベルト上にマークを付けるものとする。荷重計を D リングを通してベルトに付け、少なくとも 1 秒間、グループ I の最も重いダミーの質量の 2 倍(± 5 %)に等しい力を加えるものとする。下部の位置は A 位置のロック解除に用い、上部の位置は位置 B のロック解除に用いるものとする。さらに力を 9 回かけるものとする。再度マークをベルトがロック解除に入る所に付け、2 つのマーク間の距離を測定するものとする。この試験の間、巻き込み装置はロックしてはならない。



8.2.6.2. クラス B 装置

年少者用補助乗車装置をしっかりと固定し、本規則の附則 13 に定めるウェビングを、製造者の説明書に記載された通し方に従ってロック解除とフレームに通すものとする。ベルトは、下記図 6 に記載するとおりに試験装置に通して、5.25±0.05kg の重りに取り付けるものとする。この重りとウェビングがフレームを離れる点との間で 650±40mm にわたりウェビングが自由に動くものとする。ロック解除を完全に掛けて、ベルトがロック解除に入る所でベルト上にマークを付けるものとする。重りを持ち上げ、25±1mm の距離を自由落下するように放すものとする。これを毎分 60±2 サイクルの頻度で 100±2 回繰り返して、車内の年少者用補助乗車装置の急激な動作をシミュレートするものとする。もう 1 つのマークをベルトがロック解除に入る所に付け、2 つのマーク間の距離を測定するものとする。ロック解除装置は 15kg のダミーを搭載した搭載条件でウェビングの幅全体を覆わなければならない。この試験は通常使用時にできるのと同じウェビング角度を使って行うものとする。腰ベルトの自由端を固定するものとする。試験は、年少者用補助乗車装置を転覆又は動的試験で使用する試験ベンチにしっかり取り付けて行うものとする。負荷ストラップを模擬バックルに取り付けてもよい。



重りの落下高=25mm

ローラーバーからローラーガイドまでの距離=300mm

附則13に定める標準座席ベルト用の所定のウェビングのストラップを使用する。

図6 クラス B ロック解除試験の模式図

8.2.7. 年少者用補助乗車装置に直接装着する調節装置のコンディショニング試験

当該拘束装置を使用する最大ダミーを、8.1.3.6 に記した標準的なたるみも含め動的試験の場合と同様に取り付ける。にウェビングの自由端が調節装置に入る所でウェビング上に基準線をマークする。

ダミーを取り外し、拘束装置を附則 19 の図 1 に示すコンディショニング装置内に置く。 ウェビングは調節装置を通して総距離 150mm 以上にわたってサイクルしなければならない。この動きは、基準線からウェビングの自由端に向かう側が少なくとも 100mm、残りの 移動距離(約 50mm)が基準線から一体型ハーネスの側に調節装置を通って動くものとする。

基準線からウェビングの自由端までのウェビングの長さが上記の動作をするのに不十分な場合には、調節装置を通した 150mm の移動は、ハーネスを完全に伸ばした位置から行なうものとする。

1分当たり 10±1 サイクルの頻度で、「B」上の速度は 150±10mm/秒とする。

8.2.8. 温度試験

- 8.2.8.1. 7.1.5.1 に述べた構成部品は、閉ざされた空間の中で、水面上の環境にさらすものとする。 この環境は、24 時間以上にわたって連続して80 以上の温度にしてから、23 以下の温度 で冷却する。冷却過程の直後には、以下の連続手順により1サイクルが構成される24 時間 のサイクルを3回繰り返すものとする。
 - (i) 100 以上の温度の環境を連続 6 時間維持するものとし、この環境はサイクルの開始 80 分 以内に達成するものとする。次に、
 - (ii) 0 以下の温度の環境を連続 6 時間維持するものとし、この環境は 90 分以内に達成するものとする。次に、
 - (iii) 23℃以下の温度の環境を当該 24 時間サイクルの残りの時間にわたって維持するものとする。

- 8.3. 試験ベンチクッションの検定
- 8.3.1. 試験用座席クッションは、未使用時の衝突侵入度とピーク減速度の初期値を定めるために 検定を行ない、その後 50 回の動的試験が終わるごとか又は少なくとも毎月か、どちらか早 い方に、あるいは試験装置を頻繁に使う場合には各試験前に検定を行なうものとする。
- 8.3.2. 検定及び測定の手順は、ISO 6487 の最新版に定めるところによるものとする。測定装置は、 チャンネルフィルタークラス(CFC)60のデータチャンネルの仕様に相当するものとする。 本規則の附則 17 に定める試験装置を用い、中央線上のクッションの前端より 150±5mm 及 び中央線から各方向に 150±5mm のところで 3 回の試験を実施する。

装置を平らで固い表面に垂直に置く。衝突用重りをこの表面に接触するまで下げ、侵入マーカーをゼロ位置に設定する。装置を測定点の上に垂直に置き、重りを 500±5mm 持ち上げ、自由落下させて座席表面に衝突させる。侵入度及び減速曲線を記録する。

- 8.3.3. 記録されたピーク値は、初期値より15%を超える偏差がないものとする。
- 8.4. 動的挙動の記録
- 8.4.1. マネキンの挙動と移動量を判定するために、すべての動的試験は以下の条件に従って記録 するものとする。
- 8.4.1.1. 撮影及び録画条件
- 撮影速度は1秒あたり少なくとも500フレームとする。
- 試験はシネフィルム、ビデオ又はデジタルデータキャリアに録画するものとする。
- 8.4.1.2. 不確かさの推定

試験機関は、マネキン頭部の移動量の測定の不確かさを推定するための手順を確保し、これを適用するものとする。不確かさは、±25mm以内とする。

かかる手順の国際基準の例には、欧州認定機関の EA-4/02、ISO 5725:1994 又は GUM(一般的不確かさ測定)法などがある。」

- 8.4.2. 適当な較正表示を台車又は車両構造にしっかりと取り付けて、マネキンの移動量が測定できるようにするものとする。
- 8.5. 電気測定

測定手順は、ISO 6487 の最新版に定めるところによるものとする。チャンネル周波数等級は以下のとおりとする。

測定の種類	CFC (Hz)
ベルト荷重	60
ヘッド(フォーム)加速度	1,000
胸部加速度	180
台車加速度	60

サンプル率は、少なくとも FH の 8 倍であるべきものとする(すなわち、装置に等級 1,000 のプレサンプルフィルターを取り付けたとき、これはチャンネル当たり 1 秒につき約 8,000 サンプルの最低サンプル率に相当する。)

9. 型式認可と生産認定の試験試験成績書

9.1. 試験レポートには、すべての試験及び測定の結果(台車の減速曲線と動的試験中にマネキ

ンの頭部が最大移動位置に達したときの時間の記録(単位 msec)を含む)、ならびに台車の速度、試験中のバックルの占める位置が変わる場合はその位置、及び不具合又は破損を記録するものとする。

- 9.2. 本規則の附則 6、付録 3 に記載する取付装置に関する規定を考慮していない場合には、試験 レポートに年少者用補助乗車装置の取付け方法を説明し、重要な角度と寸法を明記するも のとする。
- 9.3. 車両又は車両構造を用いて年少者用補助乗車装置を試験する場合には、試験レポートに、 車両構造の台車への取付け方法、年少者用補助乗車装置及び車両座席の位置ならびに車両 の座席バックの傾斜を明記するものとする。
- 9.4 型式認可及び生産認定の試験成績書には、表示ならびに取付け及び使用に関する説明について確認した内容を記録するものとする。

10. 年少者用補助乗車装置の変更及び型式認可の拡大

- 10.1. 年少者用補助乗車装置の変更はすべて、当該年少者用補助乗車装置を認可した所管当局に 通知するものとする。当局はその場合、下記の処置をとることができる。
- 10.1.1. 実施される変更が著しい悪影響を与える恐れがなく、かつ当該年少者用補助乗車装置が引き続き要件を満足するものとみなすか、又は、
- 10.1.2. 試験の実施を担当する技術機関に追加試験レポートを要求する。
- 10.2. 認可の確認又は拒否は、変更点を明記して、上記 5.3 に定めた手順により、本規則を適用する協定締約国に通知するものとする。
- 10.3 認可の拡大を許可する所管当局はその拡大に対して通し番号を割り当て、本規則の附則 1 の様式に適合する通知書により、本規則を適用している他の 1958 年協定締約国にそれを通知するものとする。

11. 生產認定

- 11.1. 製造者の生産システムが十分なものであることを確認するために、型式認可試験を実施した技術機関は、11.2.に従って生産を認定するための試験を実施しなければならない。
- 11.2. 年少者用補助乗車装置の生産の認定

新規に認可された型式の「汎用」、「準汎用」及び「限定」区分の年少者用補助乗車装置を 生産するには、生産認定試験を受けなければならない。

この目的において、5個の年少者用補助乗車装置のサンプルを最初の生産バッチより無作為に採取する。

最初の生産バッチは、最低で50個、最大で5,000個の年少者用補助乗車装置を含む最初の一連の生産品であるものとする。

11.2.1. 動的試験

11.2.1.1. 5個の年少者用補助乗車装置に対し、8.1.3.に記述した動的試験を実施しなければならない。 型式認可試験を実施した技術機関は、上記 7.1.4.1.10.1.2.に記述した条件を除き、型式認可 の動的試験中に水平方向の頭部の最大移動量が得られた条件を選択するものとする。5個の 年少者用補助乗車装置をすべて同一の条件で試験するものとする。

- 11.2.1.2. 11.2.1.1 に記述された各試験では、水平方向の頭部移動量と胸部加速度を測定するものとする。
- 11.2.1.3. a) 水平方向の頭部の最大移動量の結果は、以下の 2 条件に適合するものとする。 値は 1.05L を上回らないこと。

X+SがLを上回らないこと。

ここで、L= 規定された限界値(⇒誰がどのような方法で規定するのか?)

X= 値の平均値

S= 値の標準偏差

- b) 胸部加速度の結果は 7.1.4.2.1 項の要件に適合するものとし、それに加えて 11.2.1.3 a)項の X+S の条件を (7.1.4.2.1 に定められる) 3ms (が) カットされた胸部合成加速度の結果に 適用し、情報目的のためにのみ記録に残すものとする。
- 11.2.2. 表示の管理
- 11.2.2.1. 認可試験を実施した技術機関は、表示が4項の要件に適合することを確認するものとする。
- 11.2.3. 取付けに関する説明及び使用に関する説明の管理
- 11.2.3.1. 認可試験を実施した技術機関は、取付けに関する説明及び使用に関する説明が 15 に適合することを確認するものとする。

12. 生産の適合性と定期試験

生産の適合性手順は、協定の付録 2(E/ECE/324-E/ECE/TRANS/505/Rev. 2)に規定されている手順及び下記の要件を満たすものとする。

- 12.1. 本規則に従って認可された年少者用補助乗車装置は、上記の 6、から 8 に規定する要件を満たすことにより認可された型式に適合するように製造するものとする。
- 12.2. 本規則の附則16に規定する生産の適合性管理手順についての最低要件を満たすものとする。
- 12.3. 型式認可を付与した当局は、各生産施設で適用されている適合性管理方法をいつでも検査 することができる。この検査の通常の頻度は、年に2回とする。
- 12.3.1. 年少者用補助乗車装置の品質を有効に管理する手順が存在することを保証する。 認可を受けた型式ごとにその適合性を照合するのに必要な管理装置を確保する。
- 12.3.3. 必ず試験結果のデータを記録し、認可当局に従って決定された期間の間、附属文書を利用できるようにしておく。
- 12.3.4. 量産品の変動を見越したうえで年少者用補助乗車装置の特性の安定性を検証し保証するために、各種試験の結果を分析する。
- 12.3.5. 年少者用補助乗車装置の各型式ごとに、少なくとも本規則の附則 16 に規定する試験の実施を保証する。
- 12.3.6. 各タイプの試験において不適合の証拠を示すサンプル又は試験片があれば、再度サンプリングを行ない再度試験を行なう。該当する生産の適合性を再確立するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。
- 12.4. 型式認可を付与した所管当局は、各製造単位で使用されている適合性管理方法をいつでも確認できる。
- 12.4.1. 検査に際しては常に、試験記録及び製造調査記録を立ち入り検査官に提出するものとする。
- 12.4.2. 検査官は無作為にサンプリングを行ない、製造者の試験施設で試験を行なってもよい。サ

ンプルの最小数は製造者の検証結果に従って決定してもよい。

- 12.4.3. 品質レベルが不十分に思われるか、又は 11.4.2、を適用して実施した試験の有効性を確認 する必要があると思われる場合には、検査官はサンプルを選んで、型式認可試験を実施した技術機関に送付するものとする。
- 12.4.4. 所管当局は、本規則で規定するどの試験を実施してもよい。
- 12.4.5. 所管当局が認可する通常の検査の回数は年 2 回とする。これらの検査のいずれかにおいて 不適合を示す結果が記録された場合、所管当局は、必要なあらゆる方策を講じて、できる だけ早く生産の適合性を回復することを保証するものとする。

13. 生産の不適合に対する罰則

- 13.1. 本規則に基づいて年少者用補助乗車装置に関して与えられた認可は、5.4 に定めた細目を貼付した年少者用補助乗車装置が11に記した無作為検査に合格しなかった場合、又は認可型式に適合しなかった場合には、取り消すことができる。
- 13.2. 本規則を適用する協定締約国が、以前に付与した認可を取り消す場合には、本規則を適用する他の協定締約国に対し、本規則の附則 1 に示すモデルに適合する通知書によって、その旨をただちに通知するものとする。

14. 生産中止

14.1. 認可の保有者が本規則に基づく年少者用補助乗車装置の特定型式の生産を完全に停止する場合には、認可を付与した所管当局にその旨を通知するものとする。当該所管当局は、該当する通知を受け取った時点で、本規則を適用する他の協定締約国に対し、本規則の附則1に示すモデルに適合する通知書によって、その旨を通知するものとする。

15. 取扱い説明

- 15.1. 各年少者用補助乗車装置には、当該装置を販売する国の言語で書かれた下記内容の取扱い 説明を添付するものとする。
- 15.2. 取付け説明には下記の事、を含めるものとする。
- 15.2.1. 「汎用」区分年少者用補助乗車装置は、以下のラベルが販売場所で包装を取り除かないでもはっきりと視認できるものとする。

注意

- 1. 本装置は「汎用」年少者用補助乗車装置です。本装置は車両で一般的に使用するものとして、協定規則第44号の03改訂シリーズに基づいて認可されており、一部を除いて大抵の車両の座席に適合します。
- 2. 車両製造者の車両ハンドブックに当該車両がこの年齢層向けの「汎用」年 少者用補助乗車装置を搭載できると明記されていれば、装置が正しく取り 付けられることはほぼ確実です。
- 3. 本年少者用補助乗車装置は、この注意書きが貼付されていない従来の設計よりも厳しい条件に基づいて「汎用」装置に分類されています。
- 4. 疑問があるときは、年少者用補助乗車装置の製造者か販売店にご相談ください。
- 15.2.2. 「限定」及び「準汎用」区分年少者用補助乗車装置は、以下の情報が販売場所で包装を取り除かないでもはっきりと視認できるものとする。

本年少者用補助乗車装置は、「限定/準汎用」装置として分類されており、以下の車両の座席位置に固定するのに適しています。

 車両
 前席
 後席

 外側
 中央

 (モデル)
 適
 不適

他の車両の座席位置でも本装置を装着するのに適したものがあります。疑問があるときは、年少者用補助乗車装置の製造者か販売店にご相談ください。

- 15.2.3. 「特定車両用」区分の年少者用補助乗車装置の場合には、該当する車両に関する情報が販売場所で包装を取り除かないでもはっきりと視認できるものとする。
- 15.2.4. 装置が成人用座席ベルトを必要とする場合には、以下の説明も販売場所で包装を取り除かないでもはっきりと視認できるものとする。

「本装置は、認可された車両が UN/ECE 協定規則第 16 号又は同等の基準で認可された腰/3 点式/静的/巻き込み装置付き座席ベルトを装備している場合のみに適しています。」 (適用しないものは抹消すること。)

寝台式拘束装置保持具の場合には、当該装置が適合する寝台式拘束装置のリストを記載するものとする。

- 15.2.5. 年少者用補助乗車装置製造者は、顧客が特定車両に年少者用補助乗車装置を取り付けるための追加情報を手紙で問い合わせることができる宛先に関する情報を、梱包の箱に明記するものとする。
- 15.2.6. 取付け方法を写真又はきわめて明解な図面で説明する。
- 15.2.7. 年少者用補助乗車装置の剛性部品とプラスチック部品は車両が日常使用される間に可動座 席又は車両のドアに挟まれないように配置し取付けなければならないことを使用者に勧告 するものとする。
- 15.2.8. 寝台式拘束装置は車両の縦軸に対して垂直に使用するように使用者に勧告するべきものとする。
- 15.2.9. 後向き装置の場合には、エアバッグを取り付けた着席位置では使用しないよう顧客に勧告するものとする。この情報は、販売場所で包装を取り除かないでもはっきり視認できるものとする。
- 15.2.10. 「特殊用途拘束装置」の場合には、以下の説明が販売場所で包装を取り除かないでもはっきりと視認できるものとする。

本「特殊用途拘束装置」は、通常の座席に正しく座ることが困難な幼児に支えを追加するように設計されています。本拘束装置がお子様に適しているかどうか医師に必ず確認してください。

15.2.11. ISOFIX 年少者用補助乗車装置の場合には、販売場所で包装を取り除かないでも次のラベルがはっきり視認できるものとする。

注意

- 1. 本装置は ISOFIX 年少者用補助乗車装置です。ISOFIX 機構の取付装置を装備した車両で一般 的に使用するものとして、協定規則第 44 号の 03 改訂シリーズ補足 5 に基づいて認可を受け ています。
- 2. チャイルド座席と取付具の区分に応じて認可された ISOFIX 位置 (詳しくは車両ハンドブックを参照)を有する車両に適合します。
- 3. 本装置の対象になる重量区分と ISOFIX サイズ等級は下記のとおりです。

- 15.3. 使用説明には次の事、を含めるものとする。
- 15.3.1. 当該装置の対象になる重量区分と取付具
- 15.3.2. 装置が成人用座席ベルトと組み合せて使用される場合には、使用すべき座席ベルトの形式を下記文章で記す。

ECE協定規則第16号又は他の同等の基準に基づいて認可された腰/3点式/静的/巻き込み装置付き座席ベルトを装備した記載車種に限り使用するのに適しています。(適用しないものは抹消すること。)

- 15.3.3. 使用方法を写真又はきわめて明解な図面で説明する。前向きと後向きの両方で使用できる 座席の場合には、幼児の質量が規定の制限値を超えるか、又はその他の寸法上の基準値を 超えるまでは、拘束装置を後向きで使うようにはっきりと警告しなければならない。
- 15.3.4. バックルと調節装置の操作を明解に説明する。
- 15.3.5. 以下の事、を推奨する。拘束装置を車両に固定するストラップは緩みのないようにすること、幼児を拘束するストラップを幼児の身体にあわせて調節すること、及びストラップが 捩れないようにすること。
- 15.3.6. 骨盤が確実に拘束されるように必ず腰ストラップを低く下げて着用させることが重要である旨を強調する。
- 15.3.7. 事故の際に激しい応力を受けた場合には、装置を取り替えるように勧告するものとする。
- 15.3.8. 手入れの方法を記載するものとする。
- 15.3.9. 本装置に所管当局の承認なしに何等かの変更又は付加を加えることの危険性、及び当該年 少者用補助乗車装置の製造者が指定した取付け方法を確実に守らなかった場合の危険性に ついて、使用者に一般的な警告を与えるものとする。
- 15.3.10. 椅子に布製カバーが付いていない場合には、椅子を日光から遠ざけること、そうしなければ幼児の皮膚には高温になりすぎる恐れがあることを注意するものとする。
- 15.3.11. 車両から離れる場合、幼児を年少者用補助乗車装置に乗せたままにしないように勧告するものとする。
- 15.3.12. 衝突の際に傷害の原因になる恐れのある荷物やその他の物体は適切に固定するように勧告するものとする。
- 15.3.13. 下記のとおり勧告するものとする。
 - (a) 年少者用補助乗車装置はカバーなしで使用してはならない。
 - (b) 座席カバーは、拘束性能の不可分の一部であるので、製造者が推奨するもの以外と取り替えるべきではない。
- 15.3.14. 拘束装置上の主要荷重保持接点に対する成人用座席ベルトのバックルの位置が満足できるものでない場合に、ユーザーがどうすればそれを識別できるかを示した文章又は図を入れるものとする。ユーザーには、この点について疑問がある場合は当該拘束装置の製造者に問い合わせるように指示するものとする。
- 15.3.15. 年少者用補助乗車装置が代替の荷重保持接点を用意している場合、その使用について明確に説明するものとする。ユーザーに対し、この代替のルートの使用が満足できるものであるかどうかを判定する方法を指示するものとする。ユーザーには、この点について疑問がある場合は当該拘束装置の製造者に問い合わせるように指示するものとする。ユーザーに対し、年少者用補助乗車装置を初めて取り付けるときは、主要ベルトルートを使って、車

両オーナーマニュアルに「汎用」と分類された車両着席位置に取り付けるよう明確に指示するものとする。

- 15.3.16. これらの使用説明が年少者用補助乗車装置の全耐用期間にわたり当該装置上に、また、組 込拘束装置の場合は車両ハンドブック上に表記維持できるよう対策をとるものとする。
- 15.3.17. 使用説明に記述され、年少者用補助乗車装置にマークが付いている以外は、いかなる荷重 保持接点も使用してはならないという明確な警告をするものとする。
- 15.3.18. ISOFIX 年少者用補助乗車装置の場合には、自動車製造者のハンドブックを読むように使用 説明を行わなければならない。

16. 認可試験の実施を担当する技術機関ならびに行政官庁の名称と所在地

16.1. 本規則を適用する協定締約国は、認可試験の実施を担当する技術機関の名称と所在地、ならびに認可を付与し、また、他の国々において発行される認可又は認可の拡大、拒否もしくは取消の証明書の送付先になる所管当局の名称と所在地を、国連事務局に通知するものとする。

17. 過渡規定

- 17.1. 第3改訂版の正式発効日以後は、本規則を適用するいずれの締約国も、第3改訂版で改訂された本規則に基づく ECE 認可の付与を拒否しないものとする。
- 17.2. 発効日から 12 ヶ月が経過した後は、本規則を適用する締約国は、認可対象の年少者用補助 乗車装置の型式が 03 改訂シリーズで改訂された本規則の要件に適合する場合にのみ ECE 認可を付与するものとする。
- 17.3. 第3改訂版の発効日から12ヶ月の期間中は、本規則を適用する締約国は、第2改訂版で改訂された本規則の要件に適合する年少者用補助乗車装置に引き続き型式認可を付与することができる。
- 17.4. 上記と同じ 12 ヶ月の期間中は、本規則を適用する締約国は、本規則の以前の改訂版による 認可の拡大の付与を拒否しないものとする。
- 17.5. 第3改訂版の発効日以降、本規則の附則 16 の規定は、第2改訂版ですでに型式認可された 年少者用補助乗車装置にも適用するものとする。
- 17.6. 第 3 改訂版の発効日から、本規則を適用する締約国は、第 3 改訂版の 6.2.2.及び 6.2.14.の 要件に適合しない年少者用補助乗車装置の型式の販売を拒否することができる。
- 17.7. 第3改訂版の発効日から36ヶ月が経過した後は、本規則を適用する締約国は、本規則の第3改訂版の要件に適合しない年少者用補助乗車装置の販売を拒否することができる。
- 17.8. 第3改訂補足2改訂版の発効日以後は、本規則の4.5.で要求されたラベルを、本規則に適合して製造されたすべての新品年少者用補助乗車装置に貼付するものとする。
- 17.9. 第 4 改訂版の正式発効日以後は、本規則を適用するいずれの締約国も、第 4 改訂版で改訂 された本規則に基づく ECE 認可の付与を拒否しないものとする。
- 17.10. 第4改訂版の発効日から12ヶ月が経過した後は、本規則を適用する締約国は、認可対象の年少者用補助乗車装置の型式が第4改訂版で改訂された本規則の要件に適合する場合にのみ ECE 認可を付与するものとする。
- 17.11. 第4改訂版の発効日から12ヶ月の期間中は、本規則を適用する締約国は、第3改訂版で改

訂された本規則の要件に適合する年少者用補助乗車装置に引き続き型式認可を付与することができる。

- 17.12. 第4改訂版の発効日から36ヶ月の期間中は、本規則を適用する締約国は、本規則の以前の 改訂版による認可の拡大の付与を拒否しないものとする。
- 17.13. 第4改訂版の発効日から48ヶ月が経過した後は、本規則を適用する締約国は、本規則の第4改訂版の要件に適合しない年少者用補助乗車装置の販売を拒否することができる。

附則1

通知

(最大 A4 判 (210mm × 297mm))

		発行:行政官庁名		
(
\	•••			
認可付与 認可拡大 認可拒否 認可取消	544号に基づく、自動車(被牽引車を除く。)の幼児乗員用拘束装置の			
生産中止に認可を与				
祁 可留万.	拡大番号	••••		
1.1.	前向き年少者用補助乗車装置/後向き年少者用補助乗車装置/寝台式拘束装置			
1.2.	一体型/非一体型/部分的/学童用クッション			
1.3.	ベルトタイプ: 成人用)3点式ベルト			
	成人用) <u>腰</u> ベルト/			
	殊型ベルト/巻き込み装置			
1.4.	その他の特徴:椅子アッセンブリ/ <u>衝撃緩和材</u>			
2.	商号又は商標			
3.	製造者による年少者用補助乗車装置の名称			
4.	製造者の名称			
5.	該当する場合は、その代理人の名称			
6.	所在地			
7.	認可用提出日			
8.	認可試験を実施する技術機関			
9.	同技術機関発行の試験レポートの日付			
10.	同技術機関発行の試験レポートの番号			
11.	グループ 0、0+、I、II 又は III 用、及び汎用/準汎用/限定使用又は特	定車両用又は「特		
	殊用途拘束装置」として使用するための認可の付与/拡大/拒否/取消	2/、車両内での位		
	置			
12.	表示の位置と性質			
13.	場所			
14.	日付			
15.	署名			
16.	上記認可番号を有する下記の書類をこの通知書に添付する。			
	- 年少者用補助乗車装置の図面、略図及び見取り図。装備した巻き込	み装置、椅子アッ		

- 車両構造及び座席構造ならびに調節装置及び取付具の図面、略図及び見取り図。装備

センブリ、衝撃緩和材を含む。

したエネルギー吸収装置を含む。

- 年少者用補助乗車装置又は車両構造及び座席構造の写真。
- 取付け方法と使用方法の説明書。
- 当該拘束装置を使用する車両モデルのリスト

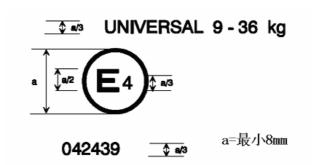
49

^{1/} 認可を付与/拡大/拒否/取消した国の識別番号(本規則の認可規定を参照)。

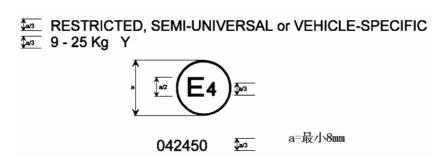
^{2/} 該当しない、を抹消する。

附則2

認可マークの配置



上記の認可マークをつけた年少者用補助乗車装置は、いずれの車両にも装備することができ、質量範囲 $9 \log n$ $6 \log n$ $8 \log n$ $9 \log$



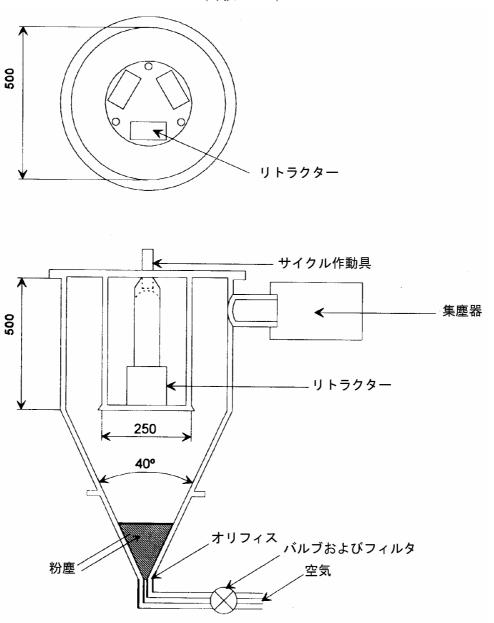
上記の認可マークをつけた年少者用補助乗車装置は、どの車両にも取り付けることができるものではなく、質量範囲 9kgから 25kg(グループI及びII)に使用できる装置である。当該装置は番号 042450 によりオランダ(E4)で認可されている。この認可番号は、04 改訂シリーズにより改訂された自動車(被牽引車を除く。)の幼児乗員用拘束装置(「年少者用補助乗車装置」)の認可に関する規則の要件に従って、認可が付与されたことを示す。記号「Y」は当該装置が<u>年少者用大腿部</u>ストラップを含んでいることを示す。

注: 認可番号と追加記号は円の近くに、「E」の上下左右いずれかに配置しなければならない。認可番号の数字は「E」と同じ側で、同じ方向を向いていなければならない。追加記号は認可番号と対称位置に置かなければならない。他の記号との混乱を避けるために認可番号にローマ数字を使用することは避けるべきものとする。

附則 3

耐粉塵試験用装置の配置





附則 4

腐食試験

1. 試験装置

- 1.1. 装置は噴霧室、食塩水槽、適当な条件の圧縮空気の供給装置、1 個又は複数の霧吹きノズル、試験片支持台、噴霧室加熱設備、及び必要な制御手段を備えているものとする。装置の大きさ及び細部構造は試験条件を満たしているものであれば任意とする。
- 1.2. 噴霧室の天井あるいはカバーに蓄積した食塩水の水滴が試験片に落ちないようにすることが重要である。
- 1.3. 試験片から流れ落ちた食塩水の水滴は、再噴霧用に水槽に戻してはならない。
- 1.4. 装置は噴霧の腐食性に影響を与える材質であってはならない。

2. 噴霧キャビネット内の試験片の位置

- 2.1. 試験片は巻き込み装置を除き、主な試験面が垂直面から 15° から 30° の角度で、望ましくはチャンバーを通る噴霧の水平な流れの主方向に平行になるよう支えるか吊り下げる。
- 2.2. 巻き込み装置は、ストラップを巻き取るリールの軸が、チャンバーを通る噴霧の水平な流れの主方向に、垂直になるよう支えるか吊り下げる。巻き込み装置のストラップ開口部もこの主方向に向ける。
- 2.3. すべての試験片に噴霧がまんべんなくふりかかるよう各試験片を配置しなければならない。
- 2.4. ある試験片から他の試験片へ食塩水がたれ落ちないよう各試験片を配置するものとする。

3. 食塩水

- 3.1. 食塩水は、体積比で塩化ナトリウム 5±1 を蒸留水 95 に溶かして作る。 食塩は実質的にニッケル及び銅を含まず、乾燥時におけるヨウ化ナトリウム含有比が 0.1%以下、総不純物含有比が 0.3%以下の塩化ナトリウムとする。
- 3.2. 食塩水は、35℃で霧状にしたときに、収集される溶液の pH が 6.5 から 7.2 の範囲になるものとする。

4. 圧縮空気

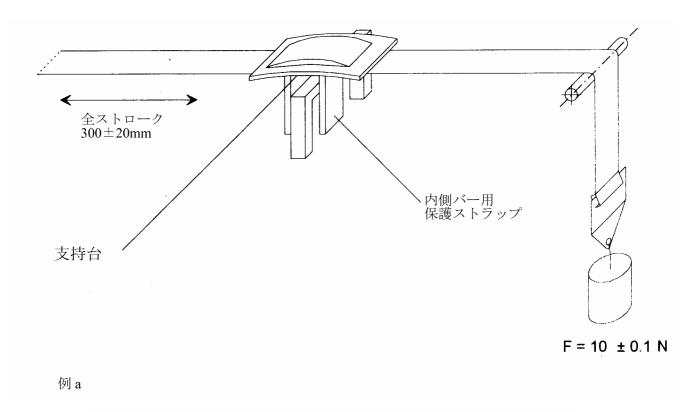
4.1. 食塩水を噴霧するノズルへ供給する圧縮空気は、油やほこりを含まず、 $70kN/m^2$ から $170kN/m^2$ の圧力に保つものとする。

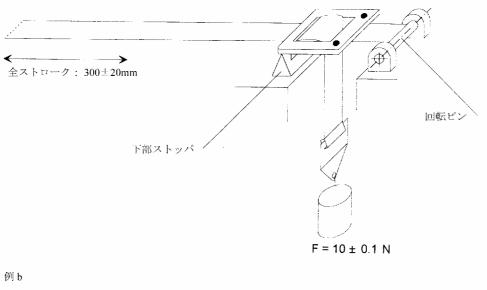
5. 噴霧室内の条件

- 5.1. 噴霧室内の暴露域は 35±5℃に保たれていなければならない。試験サンプル又はその他のものから流れ落ちた食塩水が収集されないよう、暴露域内に最低 2 個の清潔な噴霧収集装置を置かなければならない。収集装置は試験サンプルの近くで、1 個は任意のノズルにできるだけ近くに、もう1 個はあらゆるノズルから極力遠くに置くものとする。噴霧に当たっては、80cm²の水平な収集面積において少なくとも 16 時間の平均で測定した場合、各収集装置での1時間当たりの収集食塩水量が1.0 から 2.0mlとなるものとする。
- 5.2. 噴霧液が試験片に直接当たらないようノズルを遮蔽するか方向を調節しなければならない。

附則 5 摩耗及びマイクロスリップ試験

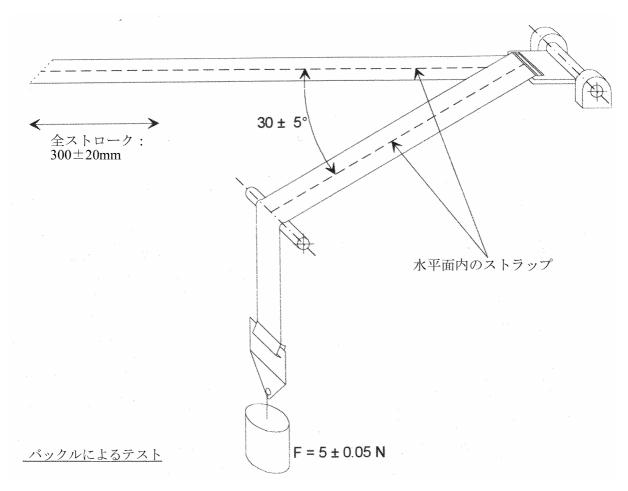
図1 タイプ1の手順





調節装置のタイプに対応する試験配置の例

図2 タイプ2の手順



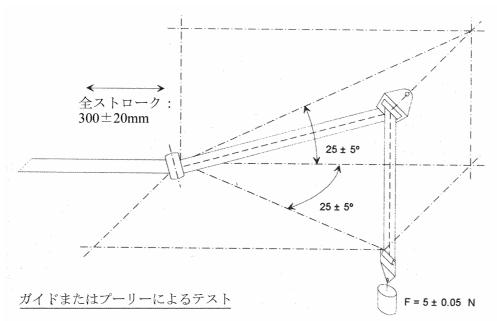
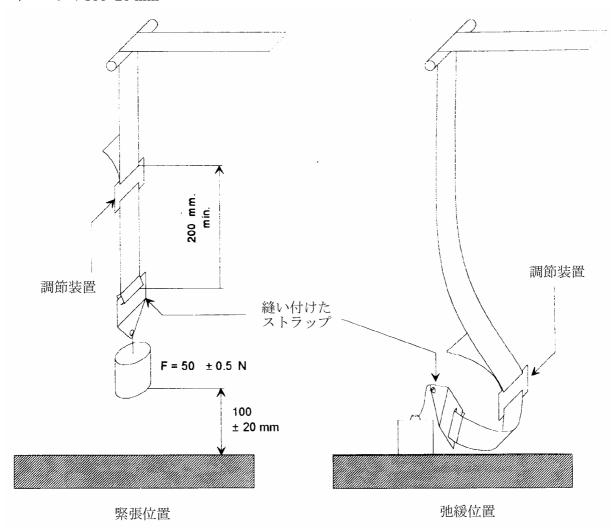


図3 マイクロスリップ試験

全ストローク: 300±20 mm



試験装置上の 50N の荷重は、荷重の揺動やストラップの捩れが無いように垂直に誘導するものとする。 取付け装置は 50N の荷重に対して車両の中と同じ方法で固定するものとする。